

Page	旧文書	新文書	備考
	西東京市地域防災計画	西東京市地域防災計画	
	—風水害編—	—風水害編—	
		<u>(素案)</u>	
	令和 3 年修正	令和 3 <u>6</u> 年修正	
	西東京市防災会議	西東京市防災会議	
	【用語の説明】	【用語の説明】	
	○水位周知河川	○洪水予報河川	
	氾濫のおそれに関する情報を市民に提供する洪水予報河川以外で、あらかじめ定めた氾濫危険水位に達したときに、都が「氾濫危険情報」を発表する河川のこと。西東京市では、石神井川が指定されている。	気象庁の降水量の観測・予測結果を用いて、都が河川水位を予測し、気象庁と都が共同で洪水予報を発表する河川のこと。西東京市では、石神井川が指定されている。	
	(略)	(略)	
	○警戒レベル	○警戒レベル	
	市民へより切迫性を伝え、必要な避難行動がとれるよう避難情報等とともに発表される。5段階に分かれており、うち警戒レベル1と警戒レベル2は気象庁が、警戒レベル3以降は市が発表する。	市民へより切迫性を伝え、必要な避難行動がとれるよう避難情報等とともに発表される。5段階に分かれており、うち警戒レベル1と警戒レベル2は気象庁が発表し、警戒レベル3以降は市が発令する。	
	(略)	(略)	
	○Lアラート	○Lアラート	
	災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。	災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。	
	(略)	(略)	
	○いこいな西東京ナビ		
	観光と防災等様々な分野で利用できるスマートフォン用アプリ。		

Page	旧文書	新文書	備考																				
風-1	第 1 部 風水害に強い都市を目指して	第 1 部 <u>総則</u>																					
	【風水害に関する総則】																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>準用する地震・火山編の部・章・節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画の方針</td> <td>第 1 部第 1 章 計画の方針</td> </tr> <tr> <td>市及び防災関係機関の役割</td> <td>第 1 部第 2 章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱</td> </tr> <tr> <td>市の現況と災害</td> <td>第 1 部第 3 章 市の概況</td> </tr> <tr> <td>被害想定</td> <td>第 1 部第 4 章第 2 節 浸水予想</td> </tr> </tbody> </table>	項目	準用する地震・火山編の部・章・節	計画の方針	第 1 部第 1 章 計画の方針	市及び防災関係機関の役割	第 1 部第 2 章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱	市の現況と災害	第 1 部第 3 章 市の概況	被害想定	第 1 部第 4 章第 2 節 浸水予想	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>準用する地震・火山編の部・章・節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画の方針</td> <td>第 1 部第 1 章 計画の方針</td> </tr> <tr> <td>市及び防災関係機関の役割</td> <td>第 1 部第 2 章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱</td> </tr> <tr> <td>市の現況と災害</td> <td>第 1 部第 3 章 市の概況</td> </tr> <tr> <td>被害想定</td> <td>第 1 部第 4 章第 2 節 浸水予想</td> </tr> </tbody> </table>	項目	準用する地震・火山編の部・章・節	計画の方針	第 1 部第 1 章 計画の方針	市及び防災関係機関の役割	第 1 部第 2 章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱	市の現況と災害	第 1 部第 3 章 市の概況	被害想定	第 1 部第 4 章第 2 節 浸水予想	
項目	準用する地震・火山編の部・章・節																						
計画の方針	第 1 部第 1 章 計画の方針																						
市及び防災関係機関の役割	第 1 部第 2 章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱																						
市の現況と災害	第 1 部第 3 章 市の概況																						
被害想定	第 1 部第 4 章第 2 節 浸水予想																						
項目	準用する地震・火山編の部・章・節																						
計画の方針	第 1 部第 1 章 計画の方針																						
市及び防災関係機関の役割	第 1 部第 2 章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱																						
市の現況と災害	第 1 部第 3 章 市の概況																						
被害想定	第 1 部第 4 章第 2 節 浸水予想																						
風-2	第 2 部 災害予防計画	第 2 部 災害予防計画																					
	第 1 章 水害予防対策	第 1 章 水害予防対策																					
	第 1 節 豪雨対策	第 1 節 豪雨対策																					
風-3	2 総合治水対策の推進 都、市	2 総合治水対策の推進 都、市																					
	(4) 総合治水対策の推進【都市計画課、道路課、下水道課、みどり公園課】	(4) 総合治水対策の推進【都市計画課、道路課、下水道課、みどり公園課】																					
	市は、水害に対する安全性を確保するため、河川改修をはじめ、緑地の保全や下水道の建設及び整備拡充等の対応策を進める。併せて、流域全体として河川への雨水流出を押さえていくため、流域での雨水貯留・浸透機能を増進する道路や宅地に対する雨水流出抑制施設の普及等、総合的な治水対策を進める。	市は、水害に対する安全性を確保するため、河川改修の <u>促進</u> をはじめ、緑地の保全や下水道の建設及び整備拡充等の対応策を進める。併せて、流域全体として河川への雨水流出を押さえていくため、流域での雨水貯留・浸透機能を増進する道路や宅地に対する雨水流出抑制施設の普及等、総合的な治水対策を進める。																					
	3 西東京市浸水ハザードマップの作成・公表 市																						
	危機管理課は、都が作成した浸水予想区域図を基に、浸水予想区域や浸水深、また避難所・避難方向などを、住民に分かりやすく示した西東京市浸水ハザードマップ（以下、「浸水ハザードマップ」という。）を作成・公表する。市民が活用できるようさらなる普及啓発に努める。																						
風-4	4 地下空間への浸水被害対策 市	3 地下空間への浸水被害対策 市																					
	5 指定避難所の指定 市	4 豪雨におけるソフト対策 市																					
		(1) 西東京市浸水ハザードマップの作成・公表【危機管理課】																					
		危機管理課は、都が作成した浸水予想区域図を基に、浸水予想区域や浸水深、また避難所・避難方向などを、住民に分かりやすく示した西東京市浸水ハザードマップ（以下、「浸水ハザードマップ」という。）を作成・公表する。市民が活用できるようさらなる普																					

Page	旧文書	新文書	備考
		及啓発に努める。	
		<u>(2) 指定避難所の指定【危機管理課】</u>	
	※指定避難所一覧については、資料編を参照		
	<u>6 避難体制等の整備・確立</u> 市		
風-5	(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策【各課】	(3) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策【各課】	
	市は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。	市は、風水害対策の要である <u>庁舎、水防倉庫、避難所等</u> の防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検を実施するとともに、 <u>施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等</u> の対策を検討する。	
	<u>防災拠点施設：庁舎、水防倉庫、避難所等</u>		
	<u>対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等</u>		
	(2) 資器材、物資の備蓄【危機管理課】	(4) 資器材、物資の備蓄【危機管理課】	
	(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達体制の整備【秘書広報課、危機管理課】	(5) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達体制の整備【秘書広報課、危機管理課】	
	(略) 市は、 <u>西東京市地域防災計画に記載された要配慮者が利用する施設等</u> に対し、洪水予報等の伝達を確実にを行う体制を整備するとともに、マスコミ等との連携の強化を図る。	(略) 市は、 <u>要配慮者利用施設</u> に対し、洪水予報等の伝達を確実にを行う体制を整備するとともに、マスコミ等との連携の強化を図る。	
	(4) 要配慮者への支援【生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、危機管理課】	(6) 要配慮者への支援【生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、危機管理課】	
	関係課は、平時より要配慮者利用施設等への情報伝達方法を確立するとともに、各施設の管理者とその手段について確認を行う。また、在宅の要配慮者について、防災関係機関との連携の上、避難支援体制を確立する。	関係各課は、平時より要配慮者利用施設等への情報伝達方法を確立するとともに、各施設の管理者とその手段について確認を行う。また、在宅の要配慮者について、防災関係機関との連携の上、避難支援体制を確立する。	
	(5) 避難確保計画策定・避難訓練の支援【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、教育企画課、教育指導課】	(7) 避難確保計画策定・避難訓練の支援【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、 <u>幼児教育</u> ・保育課、児童青少年課、教育企画課、教育指導課】	
	福祉課、健康課、 <u>子育て支援課</u> 、保育課、児童青少年課、教育企画課、教育指導課】	福祉課、健康課、 <u>幼児教育</u> ・保育課、児童青少年課、教育企画課、教育指導課】	
	※水防法に規定される要配慮者利用施設一覧については、資料編を参照		
		<u>(8) 下水道BCPの作成【下水道課】</u>	
		<u>風水害により下水道施設が被災した場合に、速やかに下水道機能を維持・回復させるため、国が作成した「下水道BCP策定マニュアル2022年版（自然災害編）」を基に下水道BCPを作成する。</u>	
風-8	第2章 市民と地域の防災力向上	第2章 市民と地域の防災力向上	
	第1節 自助による市民の防災力向上	第1節 自助による市民の防災力向上	

Page	旧文書	新文書	備考
	1 風水害対策における市民の役割と備え 市民	1 風水害対策における市民の役割と備え 市民	
	(2) 市民の備え【市民】	(2) 市民の備え【市民】	
	キ 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、 普段から 備蓄の実施	キ 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えた備蓄の実施	
風-9	ス 西東京市安全・安心いーなメールの登録	ス 西東京市安全・安心いーなメール <u>(以下、「安全・安心いーなメール」という。)</u> の登録	
風-10	3 学校等における防災教育の推進 市、教育委員会	3 学校等における防災教育の推進 市、教育委員会	
	教育指導課は、都教育委員会が定めた教員用指導資料「安全教育プログラム」により、地域の水害リスクや気象情報・避難情報や必要行動等の風水害に関する防災教育を推進する。その際、地域住民や防災関係機関と連携した避難訓練、防災訓練の企画などを行い、実践的な内容となるよう留意する。	教育指導課は、都教育委員会が定めた教員用指導資料「安全教育プログラム」により、地域の水害リスクや気象情報・避難情報や必要行動等の風水害に関する防災教育を推進する。その際、地域住民や防災関係機関、 <u>消防団員等</u> と連携した避難訓練、防災訓練の企画などを行い、実践的な内容となるよう留意する。	
	4 防災訓練の充実 市、 気象庁 、警察署、消防署	4 防災訓練の充実 市、警察署、消防署、 <u>気象庁</u>	
	(2) その他訓練【危機管理課、教育企画課、警察署、消防署】	(2) その他訓練【危機管理課、教育企画課、警察署、消防署】	
	危機管理課は、風水害を対象とした合同総合水防訓練を企画するほか、教育企画課と連携し、防災市民組織へ風水害を対象とした避難訓練の実施等の支援を行う。訓練を通じて検証を実施し、新たな課題を発見するよう努める。		
	従来から実施してきた防災訓練の実施に加え、地域の実情にあった防災訓練・防災講座等の充実を図る。また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。	<u>避難所運営訓練、社会福祉施設における要配慮者の避難訓練、情報伝達機器の使用訓練、夜間作業時の訓練や停電時の訓練等を支援するほか、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を教育企画課と連携して実施するなど、</u> 防災訓練・防災講座等の充実を図る。また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。	
風-11	5 防災広報の充実 市、 消防署 、警察署	5 防災広報の充実 市、警察署、 <u>消防署</u>	
	(1) 各防災関係機関が行う広報内容【危機管理課、 消防署 、警察署】	(1) 各防災関係機関が行う広報内容【危機管理課、警察署、 <u>消防署</u> 】	
風-12	第2節 地域による共助の推進	第2節 地域による共助の推進	
	1 地域防災の担い手の育成 市、警察署、消防署	1 地域防災の担い手の育成 市、警察署、消防署	
	(2) 人材の育成【危機管理課、教育委員会、 警察署 、消防署】	(2) 人材の育成【危機管理課、教育委員会、消防署】	
	2 地域の連携力の強化 市、消防署、市民	2 地域の連携力の強化 市、消防署、市民	
	(1) 地域における防災連携体制の整備【危機管理課、関係課、消防署】	(1) 地域における防災連携体制の整備【危機管理課、関係各課、消防署】	
	市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、避難所単位等の運営協議会の設置（「第3部第	市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、避難所単位等の運営協議会の設置（「第3部第	

Page	旧文書	新文書	備考
	6章 避難者対策」に詳述)を進めるほか、地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設置に努める。	6章 避難者対策」に詳述)を進めるほか、 <u>地域協力ネットワーク</u> など地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設置に努める。	
	(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【関係課、消防署】	(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【関係各課、消防署】	
風-13	(3) 地域ぐるみの支援体制づくり【関係課】	(3) 地域ぐるみの支援体制づくり【関係各課】	
	市は、 防災市民組織や民生委員・児童委員、消防署、警察署、在宅ケアチーム、ボランティア組織及び社会福祉施設等 と連携し、要配慮者の早期避難体制の構築や安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難行動要支援者個別計画の策定を推進する。	市は、 <u>警察署、消防署、消防団、民生委員、児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び福祉関係事業所、自治会、町内会、防災市民組織</u> と連携し、要配慮者の早期避難体制の構築や安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難行動要支援者個別 <u>避難</u> 計画の策定を推進する。	
	(4) 地区防災計画の作成【関係課、市民】	(4) 地区防災計画の作成【 <u>危機管理課</u> 、関係各課、市民】	
風-14	第3節 事業所の防災活動	第3節 事業所の防災活動	
	1 事業所による自助・共助の強化 市、警察署、消防署、事業所	1 事業所による自助・共助の強化 市、警察署、消防署、事業所	
	(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】	(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】	
	エ 要配慮者利用施設においては、関係法令に基づき自然災害からの避難を含む <u>具体的計画</u> の作成	エ 要配慮者利用施設においては、関係法令に基づき自然災害からの避難を含む <u>避難確保計画等</u> の作成	
風-15	(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】	(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】	
	エ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所	エ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所	
	(7) 多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。	(7) 多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者 <u>のうちから自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）</u> を配置することが義務付けられている。	
	(イ) 災害時には、 これら一定 の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（ 自衛消防活動中核要員 ）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。	(イ) 災害時には、 <u>自衛消防活動</u> の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中核とな <u>って</u> 活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。	
風-16	第3章 公共施設等の予防対策	第3章 公共施設等の予防対策	
	第1節 防災まちづくり	第1節 防災まちづくり	
	1 防災まちづくりの推進 市、都、警察署、消防署、消防団	1 防災まちづくりの推進 市、都、警察署、消防署、消防団	
	(4) オープンスペースの把握と活用【危機管理課、みどり公園課、都市計画課、	(4) オープンスペースの把握と活用【危機管理課、みどり公園課、都市計画課、	
	スポーツ振興課、産業振興課、都（都市整備局）】	スポーツ振興課、産業振興課、都（都市整備局）】	

Page	旧文書	新文書	備考
	市は、避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター一時的離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等の浸水想定区域外に位置するオープンスペースの把握に努める。	市は、避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター一時的離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等の浸水想定区域外に位置するオープンスペースの把握や保全に努める。	
風-17	(6) 文化財施設の安全対策【社会教育課、警察署、消防署、消防団】	(6) 文化財施設の安全対策【社会教育課、警察署、消防署、消防団】	
	社会教育課は、文化財施設の風水害対策を進め、重要物件の搬出等の訓練を実施する。文化財に被害が発生した場合はその所有者又は管理者は、直ちに消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被害状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。	社会教育課は、文化財施設の風水害対策を進め、重要物件の搬出等の訓練を実施する。文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防署や市等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被害状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。	
風-19	第4章 応急対応力の強化	第4章 応急対応力の強化	
	第1節 災害活動体制	第1節 災害活動体制	
	1 市の動員体制等の整備・充実 市	1 市の動員体制等の整備・充実 市	
	(3) 初動態勢の整備【関係各課、危機管理課、職員課】	(3) 初動態勢の整備【関係各課、危機管理課、職員課、教育企画課】	
	(4) 災害対応職員用物資の備蓄【危機管理課、保育課、教育委員会】	(4) 災害対応職員用物資の備蓄【危機管理課、幼児教育・保育課、教育委員会】	
風-21	第3節 応援協力	第3節 応援協力	
	1 防災関係機関等との連携強化 市	1 防災関係機関等との連携強化 市	
	危機管理課は、風水害時に必要となる排水ポンプ車や土のう等の資器材の配備、防災対策の強化を図るため、多種多様な団体との協力体制について協定の締結を推進する。特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。	危機管理課は、風水害時に必要となる排水ポンプ車や土のう等の資器材の配備、防災対策の強化を図るため、多種多様な団体との協力体制について協定の締結を推進する。特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。	
		<u>あわせて、関係機関と連携して、大規模広域災害時に円滑な避難や協働した応急復旧活動などが可能となるよう、実践型の防災訓練の実施について検討を行う。</u>	
風-22	第4節 ボランティアとの連携	第4節 ボランティアとの連携	
	1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援 市、市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援 市、市社会福祉協議会	
	(2) 体制の整備【地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	(2) 体制の整備【地域共生課、生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】	
	地域共生課、生活福祉課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。	地域共生課、生活福祉課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努めるとともに、平常時から地域団体、NPO団体・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図る。	
風-23	2 登録ボランティアとの連携及び人材 市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市	2 登録ボランティアとの連携及び人材育成 市、都、警察署、消防署、日赤東京都	

Page	旧文書	新文書	備考
	育成 社会福祉協議会	支部、市社会福祉協議会	
	(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】	(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】	
	地域共生課、生活福祉課及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア （被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア） の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。	地域共生課、生活福祉課、 <u>建築指導課、都市計画課</u> 及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア <u>（被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア）</u> の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。 <u>文化振興課は、東京都防災（語学）ボランティアの専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。</u>	
	(2) 人材育成【地域共生課、生活福祉課、都（都市整備局、生活文化局、建設局）】	(2) 人材育成【地域共生課、生活福祉課、都（都市整備局、生活文化 <u>スポーツ</u> 局、建設局）】	
風-25	第5章 情報通信の確保	第6章 情報通信の確保	
	1 市民等への情報提供体制の整備 市	1 市民等への情報提供体制の整備 市	
	(1) 市ホームページによる情報発信【秘書広報課、危機管理課】	(1) 市ホームページによる情報発信【秘書広報課、危機管理課】	
	風水害時は、市ホームページへのアクセスが集中することから、災害協定による市ホームページのキャッシュサイト化での負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載を行う。また、 <u>西東京市</u> 安全・安心いーなメールと市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用により、迅速に情報を伝達する。	風水害時は、市ホームページへのアクセスが集中することから、災害協定による市ホームページのキャッシュサイト化での負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載を行う。また、安全・安心いーなメールと市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用により、迅速に情報を伝達する。	
	(2) 市防災行政無線の設置拡大と精度の向上【危機管理課】	(2) 市防災行政無線の設置拡大と精度の向上【危機管理課】	
	危機管理課は、災害に即した伝達方法を検討し、新たに防災活動拠点等に指定される施設等に市防災行政無線 （地域防災系） の設置を推進する。	危機管理課は、災害に即した伝達方法を検討し、新たに防災活動拠点等に指定される施設等に市防災行政無線の設置を推進する。	
	また、風水害時の暴風等により防災行政無線が聞こえにくい状況が考えられるため、市内の音達エリア調査等により市防災行政無線 （同報系） の可聴困難区域の把握に努める。	また、風水害時の暴風等により防災行政無線が聞こえにくい状況が考えられるため、市内の音達エリア調査等により市防災行政無線の可聴困難区域の把握に努める。	
		(4) <u>情報伝達手段の充実【関係各課】</u>	
		<u>点字、音声情報、文字盤、絵図、記号や平易な表現など、障がいの特性に配慮した要配慮者に対する情報伝達手段の充実を図る。</u>	
		<u>また、外国人への情報提供について、都の取組に協力・連携し、平常時から情報提供を行う。</u>	
風-26	第6章 医療救護等対策	第6章 医療救護等対策	
風-27	第2節 防疫	第2節 防疫	

Page	旧文書	新文書	備考
	1 防疫体制の整備 市	1 防疫体制の整備 市	
	(1) 防疫対策の普及啓発【危機管理課】	(1) 防疫対策の普及啓発【危機管理課、 健康課 】	
	風水害時には、特に夏場は浸水域において衛生面が悪くなりやすい。そのため、風水害時に特化した衛生管理等について、高齢者関係施設、学校、医療関係施設等への普及啓発を 目的とした広報紙の発行等を行う。	風水害時には、特に夏場は浸水域において衛生面が悪くなりやすい。そのため、風水害時に特化した衛生管理等について、高齢者関係施設、学校、医療関係施設等への普及啓発を 行う。	
	第3節 遺体の取扱い	第3節 <u>行方不明者の搜索と遺体の取扱い</u>	
		1 <u>安否不明者等の情報収集</u> 市	
		<u>都が発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、都と連携の上、あらかじめ一連の手続き等の整理、明確化に努める。</u>	
	1 遺体の取扱い 市	2 <u>遺体の取扱い</u> 市	
	(2) 関係機関との連携確保【危機管理課、市民課、市民税課、資産税課】	(2) 関係機関との連携確保【危機管理課、市民課、市民税課、資産税課、 スポーツ振興課 】	
		<u>遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項</u> ・<u>行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項</u> ・<u>検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項</u> 	
	葬儀業者等との協定締結を推進し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬儀等に必要資器材の確保に努める。	<u>また、</u> 葬儀業者等との協定締結を推進し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬儀等に必要資器材の確保に努める。	
風-28	第7章 避難者対策	第7章 避難者対策	
	第1節 避難体制の整備	第1節 避難体制の整備	
	1 避難体制の整備 市	1 避難体制の整備 市	
	(1) 避難のための事前準備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 子育て支援課 、児童青少年課、協働コミュニティ課】	(1) 避難のための事前準備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 幼児教育・保育課 、児童青少年課、協働コミュニティ課、 教育企画課、教育指導課 】	
	第2節 避難所・避難広場等	第2節 避難所・避難広場等	
	1 避難所等の整備 市、教育委員会	1 避難所等の整備 市、教育委員会	
	(1) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】	(1) <u>避難所等</u> の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】	
	危機管理課は、風水害時の避難所を指定する。教育委員会は所管する避難所について、屋内環境対策の充実を図る。	危機管理課は、風水害時の避難所 等 を指定する。 <u>市が所管する施設を一時滞在施設として指定・周知するとともに、指定管理者や事業者に対して協力を働きかけ、指定管理</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
	※避難所一覧については、第3部第6章第2節を参照	<u>者や事業者との間で、一時滞在施設の開設・運営又は施設の提供に関する協定を締結するよう努める。</u> 教育委員会は所管する避難所について、屋内環境対策の充実を図る。	
風-29	(2) 福祉避難所の指定【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】	(2) 福祉避難所の指定【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 <u>幼児教育・保育課</u> 、子ども家庭支援センター】	
	(略) なお、福祉避難所は、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものであり、二次的に開設されるものとする。 ※福祉避難所一覧については、第3部第6章第2節を参照	(略) なお、福祉避難所は、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものであり、二次的に開設されるものとする。	
	2 避難所等の管理運営体制の整備等	2 避難所等の管理運営体制の整備等	
	市、都、教育委員会、各施設管理者	市、都、教育委員会、各施設管理者	
	(1) 避難所管理運営マニュアルの作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター、市民】	(1) 避難所管理運営マニュアルの作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 <u>幼児教育・保育課</u> 、教育委員会、子ども家庭支援センター、市民】	
	避難所運営協議会等は、避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」等に基づき、「避難所管理運営マニュアル」等を作成する。 また、市は、その作成を支援する。	避難所運営協議会等は、避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」等に基づき、「避難所管理運営マニュアル」等を作成する。	
		<u>(2) アクションカードの作成【危機管理課、教育委員会、市民】</u>	
		<u>避難所運営協議会と市は、発災時に避難所の開設を円滑に進めるため、各校において避難所開設にかかわるアクションカードを作成し、適宜修正する。</u>	
風-30	(2) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、 障害福祉課、 健康課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】	(3) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、 <u>障害福祉課、</u> 健康課、 <u>幼児教育・保育課</u> 、教育委員会、子ども家庭支援センター】	
	避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、モバイル用蓄電池、無線等の通信機器、ブルーシート、医薬品、衛生用品等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。	避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、モバイル用蓄電池、無線等の通信機器、ブルーシート、医薬品、衛生用品等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズや <u>感染症対策</u> にも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。	
		<u>避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。</u>	
	また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るとともに、必要に応じ避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るとともに、 <u>再生可能エネルギーの活用を含め</u> 、必要に応じ避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	
	(3) <u>女性</u> への配慮【危機管理課、教育委員会、避難所管理者】	(4) <u>多様な視点</u> への配慮【危機管理課、教育委員会、避難所管理者】	
	避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、 <u>男女のニーズの違い等男女</u>	避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、 <u>年齢や性別、障害の有無等、</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
	双方 の視点等に配慮する。物資の配布方法、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制を整備する。	多様な 視点等に配慮する。物資の配布方法、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制を整備する。	
	(4) 避難所におけるボランティア受入 体制 の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	(5) 避難所におけるボランティア受入 態勢 の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	
	避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、 体制 整備を図る。	避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、 態勢 整備を図る。	
	(5) 福祉関連のボランティア派遣体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課】	(6) 福祉関連のボランティア派遣体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課】	
	(6) 衛生管理担当者・防火担当責任者の設置準備【危機管理課、各施設管理者】	(7) 衛生管理担当者・防火担当責任者の設置準備【危機管理課、各施設管理者】	
風-31	(7) 避難所等の環境衛生の確保【都（ 福祉保健局 ）、健康課】	(8) 避難所等の環境衛生の確保【都（ 保健医療局 ）、健康課】	
	(8) 避難所における飼養動物の受入体制の整備【環境保全課】	(9) 避難所における飼養動物の受入体制の整備【環境保全課】	
	(9) 車中泊者発生抑制に向けた取組【危機管理課】	(10) 車中泊者発生抑制に向けた取組【危機管理課】	
	発災時の混乱防止に向け、ホームページや ツイッター 、其他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努める。	発災時の混乱防止に向け、ホームページや 市SNS 、其他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努める。	
	(10) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成【危機管理課】	(11) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成【危機管理課、 ごみ減量推進課 】	
風-32	第3節 要配慮者対策	第3節 要配慮者対策	
	1 要配慮者等の安全確保対策の推進 市、都、警察署、消防署	1 要配慮者等の安全確保対策の推進 市、都、警察署、消防署	
	(1) 要配慮者の避難【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 子育て支援課、 児童青少年課 】	(1) 要配慮者の避難【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課】	
	ア 避難行動要支援者の把握 及び 避難行動要支援者名簿の作成	ア 避難行動要支援者の把握、 避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画 の作成	
	イ 避難行動要支援者個別計画 の作成	イ 災害時要援護者の把握及び災害時要援護者名簿 の作成	
	(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成【危機管理課、 高齢者支援課、障害福祉課、 地域共生課、 市民課】	(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成【危機管理課、 高齢者支援課、障害福祉課、市民課】	
	災害時の安否確認や避難支援を行うための体制を整備するため、避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿を作成する。	災害時の安否確認や避難支援を行うための体制を整備するため、避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿を作成する。 名簿作成においては、デジタル技術を活用した体制強化に努める。	
風-33	ア 名簿に掲載する者の範囲	ア 名簿に掲載する者の範囲	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p style="text-align: center;">避難行動要支援者 (災害対策基本法 第49条の10、 西東京市避難行動要支援者名簿に関する要綱)</p> <p>市内に在住し、次のいずれかに該当する者(施設入所者及び長期入院患者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の要介護度3以上の認定を受けている者 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の等級にある者 視覚障害：1級又は2級 聴覚障害：2級 肢体不自由：1級又は2級 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 愛の手帳1度又は療育手帳Aを所持する者 <p>市長は、避難について特に支援が必要な住民(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、名簿を活用した安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">災害時要援護者 (西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱)</p> <p>市内に在住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者(施設入所者及び長期入院患者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者 介護保険の要介護の認定を受けている者 身体障害者手帳を交付された者 精神障害者保健福祉手帳を交付された者 愛の手帳を交付された者又は療育手帳を交付された者 難病(国及び都の難病等医療費助成認定)の患者 その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者 	<p style="text-align: center;">避難行動要支援者 (災害対策基本法 第49条の10、 西東京市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例 西東京市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則)</p> <p>市内に居住し、次のいずれかに該当する者(施設入所者及び長期入院患者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の要介護度3以上の認定を受けている者 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の等級にある者 視覚障害：1級又は2級 聴覚障害：2級 肢体不自由：1級又は2級 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 愛の手帳1度又は療育手帳Aを所持する者 <p>市長は、避難について特に支援が必要な市民(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、名簿を活用した安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">災害時要援護者 (西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱)</p> <p>市内に在住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者(施設入所者及び長期入院患者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者 介護保険の要介護の認定を受けている者 身体障害者手帳を交付された者 精神障害者保健福祉手帳を交付された者 愛の手帳を交付された者又は療育手帳を交付された者 難病(国及び都の難病等医療費助成認定)の患者 その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者 	
風-34	オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置	オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置	
	市は、名簿提供者を警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織等に限定し、 法令等において守秘義務のない者とは、 名簿の管理・運用に関する協定を締結する。	市は、名簿提供者を警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織等に限定し、名簿の管理・運用に関する協定を締結する。	
風-35	(3) 避難行動要支援者個別計画の作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課】	(3) 避難行動要支援者個別避難計画の作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課】	
	「避難行動要支援者個別計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。	「避難行動要支援者個別 避難 計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。	
	(4) 要配慮者に対するネットワークづくりの推進【危機管理課、地域共生課、	(4) 要配慮者に対するネットワークづくりの推進【危機管理課、地域共生課、	
	高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、警察署、消防署、市社会福祉協議会】	高齢者支援課、障害福祉課、<u>協働コミュニティ課</u>、警察署、消防署、市社会福祉協議会】	
	(5) 社会福祉施設等との連携【危機管理課、各課、都 (<u>福祉保健局</u>)、警察署、消防署】	(5) 社会福祉施設等との連携【危機管理課、各課、都 (<u>保健医療局</u>)、警察署、消防署】	
ウ	市総合防災訓練に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、都、警察署及び消防署と連携し地域市民等の協力による避難活動や初期消火訓練等 の実施に努める。	市総合防災訓練に際し、社会福祉施設における訓練項目を設ける よう努め 、都、警察署及び消防署と連携し地域市民等の協力による避難活動や初期消火訓練等 を実施する。	

Page	旧文書	新文書	備考
風-36	(6) 災害時におけるサービス確保【危機管理課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、 子育て支援課 、保育課、児童青少年課、都（福祉保健局）、子ども家庭支援センター、市内医療機関】	(6) 災害時におけるサービス確保【危機管理課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、 <u>幼児教育</u> ・保育課、児童青少年課、都（保健医療局）、子ども家庭支援センター、市内医療機関】	
風-37	第8章 物流・備蓄・輸送対策の推進	第8章 物流・備蓄・輸送対策の推進	
	第1節 食料及び生活必需品等の整備	第1節 食料及び生活必需品等の整備	
	2 備蓄倉庫の整備 市	2 備蓄倉庫の整備・保全 市	
	危機管理課は、食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進める。浸水リスク等の地域特性を考慮した整備を行う。	危機管理課は、食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進める。浸水リスク等の地域特性を考慮した整備・ <u>保全</u> を行う。	
風-38	第3節 物資の輸送	第3節 物資の輸送	
	1 輸送体制の整備 市	1 輸送体制の整備 市	
	生活文化スポーツ部は、風水害時における地域内輸送拠点から各避難所等への輸送ルートについて、あらかじめ選定しておく。総務課は、輸送車両について、東京都トラック協会等との連携体制を構築する。	生活文化スポーツ部は、風水害時における地域内輸送拠点から各避難所等への輸送ルートについて、あらかじめ選定しておく。総務課は、輸送車両について、東京都トラック協会、 <u>民間物流事業者</u> 等との連携体制を構築する。	
		<u>また、総務課は災害応急対策に要する緊急通行車両等について、警察署を窓口として東京都公安委員会に対し、緊急通行車両であることの確認を受け、標章等の交付を受ける。</u>	
	2 輸送拠点の整備 市	2 輸送拠点の整備 市	
	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。 地域内輸送拠点は、保谷庁舎・田無庁舎とする。 また、緊急物資及び支援物資の集積場所は、保谷庁舎駐車場とする。	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都保健医療局に報告する。また、緊急物資及び支援物資の集積場所は、保谷庁舎駐車場とする。	
風-39	第9章 市民の生活の早期再建	第9章 市民の生活の早期再建	
	第2節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理	第2節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理	
	1 災害廃棄物処理計画の策定 市	1 災害廃棄物処理計画の策定 市	
	風水害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、ごみ減量推進課は、大規模風水害においても円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、 <u>風水害を想定した</u> 災害廃棄物処理計画及び災害発生時のごみ処理マニュアルを策定し、事前に十分な対策を講ずる。	風水害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、ごみ減量推進課は、大規模風水害においても円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画及び災害発生時のごみ処理マニュアルにより、事前に十分な対策を講ずる。	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>2 トイレの確保及びし尿処理</u> 市	
		<u>要配慮者の利用を想定し、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、車いす使用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共有トイレ等の設置など、強固な構造や防犯性、利用者の利便性、バリアフリー化に配慮する。</u>	
	第3節 教育・保育の安全対策	第3節 教育・保育の安全対策	
	1 学校の予防対策 学校長、教育委員会	1 学校の予防対策 学校長、教育委員会	
風-40	(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【学校長、教育委員会】 風水害時の対応について保護者にあらかじめ周知するとともに、すぐメールでの配信やSNS・ <u>西東京市</u> 安心・安全いーなメール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。	(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【学校長、教育委員会】 風水害時の対応について保護者にあらかじめ周知するとともに、すぐメールでの配信や <u>市</u> SNS・安心・安全いーなメール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。	
	2 保育園・児童館・学童クラブ等の予防対策 市、保育園・児童館・学童クラブ	2 保育園・児童館・学童クラブ等の予防対策 市、保育園・児童館・学童クラブ	
	(1) 施設の設備【保育園・児童館・学童クラブ】 職員及び児童・乳幼児用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。(カセットコンロ等ライフライン停止時のお湯の確保、乳幼児用品の確保、トイレトーパー・ティッシュペーパー、災害用トイレの備蓄など)	(1) 施設の設備【保育園・児童館・学童クラブ】 児童・乳幼児用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。	
	(3) 保護者への児童・ <u>生徒等</u> の引渡し準備【保育園・児童館・学童クラブ】 風水害時の対応について保護者にあらかじめ周知するとともに、メール又は伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・ <u>生徒等</u> の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで各施設に留め置くことを保護者に周知する。児童館においては、主に児童の安全の確保を行う。	(3) 保護者への児童・ <u>乳幼児</u> の引渡し準備【保育園・児童館・学童クラブ】 風水害時の対応について保護者にあらかじめ周知するとともに、メール又は伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・ <u>乳幼児</u> の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで各施設に留め置くことを保護者に周知する。児童館においては、主に児童の安全の確保を行う。	
	(4) 幼稚園への支援【 子育て支援課 】	(4) 幼稚園への支援【 <u>幼児教育・保育課</u> 】	
風-41	第5節 被災者の生活再建対策	第5節 被災者の生活再建対策	
	1 生活再建のための事前準備 市	1 生活再建のための事前準備 市	
		<u>都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援業務に係るシステムを活用した住家被害認定調査の手法や、罹災証明書交付体制等の庁内体制を整備するなど、都と連携しながら、デジタル技術を活用した業務迅速化を進めていく。併せて、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて職員研修及び定期的な訓練を実施する。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考																																													
	関係各課は、風水害時の罹災証明書発行の基準をあらかじめ理解しておくとともに、市民へも基準や写真の撮影による証拠保存方法を周知する。	関係各課は、風水害時の罹災証明書発行の基準をあらかじめ理解しておくとともに、市民へも基準や写真の撮影による証拠保存方法を周知する。																																														
風-42	第3部 災害応急・復旧対策計画	第3部 災害応急・復旧計画																																														
風-43	第1章 初動態勢	第1章 初動態勢																																														
	＜発災前後の活動の流れ＞	＜発災前後の活動の流れ＞																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">時間 の 目 安 ↑</th> <th>5日前～ 4日前</th> <th>4日前～ 2日前</th> <th>3日前～ 1日前</th> <th>24～8 時間前</th> <th>12～3 時間前</th> <th>発災直前</th> <th>発災直後</th> <th>2日目 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市 (災害対策本部) ↑</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○外部災害対応要員の調整 ○情報連絡態勢の発令 ○災害対策本部の設置の準備 ○災害対策本部の設置(水防非常配備態勢の発令) ○市議会災害対策支援本部の設置準備 (議会議務局が実施) </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○救助・救護実施 (自衛隊の要請) </td> </tr> </tbody> </table>	時間 の 目 安 ↑	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	2日目 以降	市 (災害対策本部) ↑		<ul style="list-style-type: none"> ○外部災害対応要員の調整 ○情報連絡態勢の発令 ○災害対策本部の設置の準備 ○災害対策本部の設置(水防非常配備態勢の発令) ○市議会災害対策支援本部の設置準備 (議会議務局が実施) 															<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救護実施 (自衛隊の要請) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">時間 の 目 安 ↑</th> <th>5日前～ 4日前</th> <th>4日前～ 2日前</th> <th>3日前～ 1日前</th> <th>24～8 時間前</th> <th>12～3 時間前</th> <th>発災直前</th> <th>発災直後</th> <th>2日目 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市 (災害対策本部) ↑</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○外部災害対応要員の調整 ○情報連絡態勢の発令 ○災害対策本部の設置の準備 ○災害対策本部の設置(水防非常配備態勢の発令) ○市議会災害対策支援本部の設置準備 (議会議務局が実施) </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○救助・救護実施 (自衛隊の要請) </td> </tr> </tbody> </table>	時間 の 目 安 ↑	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	2日目 以降	市 (災害対策本部) ↑		<ul style="list-style-type: none"> ○外部災害対応要員の調整 ○情報連絡態勢の発令 ○災害対策本部の設置の準備 ○災害対策本部の設置(水防非常配備態勢の発令) ○市議会災害対策支援本部の設置準備 (議会議務局が実施) 						<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救護実施 (自衛隊の要請) 	
時間 の 目 安 ↑	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	2日目 以降																																								
市 (災害対策本部) ↑		<ul style="list-style-type: none"> ○外部災害対応要員の調整 ○情報連絡態勢の発令 ○災害対策本部の設置の準備 ○災害対策本部の設置(水防非常配備態勢の発令) ○市議会災害対策支援本部の設置準備 (議会議務局が実施) 																																														
								<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救護実施 (自衛隊の要請) 																																								
時間 の 目 安 ↑	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	2日目 以降																																								
市 (災害対策本部) ↑		<ul style="list-style-type: none"> ○外部災害対応要員の調整 ○情報連絡態勢の発令 ○災害対策本部の設置の準備 ○災害対策本部の設置(水防非常配備態勢の発令) ○市議会災害対策支援本部の設置準備 (議会議務局が実施) 						<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救護実施 (自衛隊の要請) 																																								
風-44	第1節 災害対策本部の組織・運営	第1節 災害対策本部の組織・運営																																														
	■■■■ 応 急 対 策 ■■■■	■■■■ 応 急 対 策 ■■■■																																														
	1 災害対策本部の分掌事務等	全職員																																														
	(1) 組織体系図	(1) 組織体系図																																														

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>本部長室</p> <ul style="list-style-type: none"> 【総務部】 危機管理担当部長 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理班(危機管理課) 【企画部】 企画部長 <ul style="list-style-type: none"> 調整班(企画政策課、財政課、公共施設マネジメント課) 秘書班(秘書広報課秘書係) 広報班(秘書広報課広報係) 情報推進班(情報推進課) 【総務部】 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 記録班(総務課(庶務調査係・法規文書係)) 施設・車両班(総務課(田無庁舎管理係(保谷庁舎管理係)、建築管理課、契約課)) 職員班(職員課) 会計班(会計課) 【協力部】 議会事務局長 <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局(議会事務局) 選挙管理委員会事務局(選挙管理委員会事務局) 監査委員会事務局(監査委員会事務局) 【市民部】 市民部長 <ul style="list-style-type: none"> 救済支援班(市民課、市民税課、資産税課) 救命救護保険班(保険年金課) 物産調整班(納税課) 【健康福祉部】 健康福祉部長 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア班(地域共生課(生活福祉課)) 福祉遊園所班(生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課) 安否確認班(生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課) 救命救護健康班(健康課) 【子育て支援部】 子育て支援部長 <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援班(子育て支援課、児童青少年課) 保育班(保育課) 子ども家庭支援班(子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課男女平等推進係) 【生活文化スポーツ部】 生活文化スポーツ部長 <ul style="list-style-type: none"> 物産調整班(文化振興課、スポーツ振興課、産業振興課、協働コミュニティ課) 【教育部】 教育部長 <ul style="list-style-type: none"> 学校連絡調整班(教育指導課、教育支援課) 学校遊園所班(教育企画課、学務課) 一時滞在施設班(社会教育課、公民館、図書館) 【みどり環境部】 みどり環境部長 <ul style="list-style-type: none"> 環境班(みどり公園課、環境保全課、ごみ減量推進課) 【まちづくり部】 まちづくり部長 【都市基盤部】 都市基盤部長 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画班(都市計画課、住宅課、建築指導課) 道路班(道路課、交通課、みどり公園課) 上下水道班(下水道課、用地課) <p>支援対策チーム チーム長 総務部長</p> <p>被災市民対策チーム チーム長 市民部長</p> <p>まち対策チーム チーム長 都市基盤部長</p>	<p>本部長室</p> <ul style="list-style-type: none"> 【総務部】 危機管理担当部長 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理班(危機管理課) 【企画部】 企画部長 <ul style="list-style-type: none"> 調整班(企画政策課、財政課、公共施設マネジメント課) 秘書班(秘書広報課秘書係) 広報班(秘書広報課広報係) 情報推進班(情報推進課) 【総務部】 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 記録班(総務課(庶務調査係・法規文書係)) 施設・車両班(総務課(田無庁舎管理係、保谷庁舎管理係)、建築管理課、契約課) 職員班(職員課) 会計班(会計課) 【協力部】 議会事務局長 <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局(議会事務局) 選挙管理委員会事務局(選挙管理委員会事務局) 監査委員会事務局(監査委員会事務局) 【市民部】 市民部長 <ul style="list-style-type: none"> 救済支援班(市民課、市民税課、資産税課) 救命救護保険班(保険年金課) 物産調整班(納税課) 【健康福祉部】 健康福祉部長 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア班(地域共生課(生活福祉課)) 福祉遊園所班(生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課) 安否確認班(生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課) 救命救護健康班(健康課) 【子育て支援部】 子育て支援部長 <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援班(子育て支援課、児童青少年課) 保育班(幼児教育・保育課) 子ども家庭支援班(子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課男女平等推進係) 【生活文化スポーツ部】 生活文化スポーツ部長 <ul style="list-style-type: none"> 物産調整班(文化振興課、スポーツ振興課、産業振興課、協働コミュニティ課) 【教育部】 教育部長 <ul style="list-style-type: none"> 学校連絡調整班(教育指導課、教育支援課) 学校遊園所班(教育企画課、学務課) 一時滞在施設班(社会教育課、公民館、図書館) 【みどり環境部】 みどり環境部長 <ul style="list-style-type: none"> 環境班(みどり公園課、環境保全課、ごみ減量推進課) 【まちづくり部】 まちづくり部長 【都市基盤部】 都市基盤部長 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画班(都市計画課、住宅課、建築指導課) 道路班(道路課、交通課、みどり公園課) 上下水道班(下水道課、用地課) <p>支援対策チーム チーム長 総務部長</p> <p>被災市民対策チーム チーム長 市民部長</p> <p>まち対策チーム チーム長 都市基盤部長</p>	
風-45	(2) 事務分掌	(2) 事務分掌	
風-46	支援対策チーム	支援対策チーム	
	【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】	【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】	

Page	旧文書					新文書					備考
	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	
	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関する事 5 危機管理班の応援に関する事 6 災害対策予算及び資金に関する事 7 義援金の受領に関する事 8 部内他班の応援に関する事 9 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと 10 部内他班の所管に属しない事務に関する事	企画政策課 財政課 公共施設マネジメント課	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関する事 5 危機管理班の応援に関する事 6 災害対策予算及び資金に関する事 7 義援金の受領に関する事 8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと 9 部内他班の応援に関する事 10 部内他班の所管に属しない事務に関する事	企画政策課 財政課 公共施設マネジメント課	
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
風-47	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	(略)	(略)	(略)	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	(略)	(略)	(略)	
			施設・車両班【班長】 総務課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急通行車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査(応急危険度判定の実施を含む)整備及び復旧に関する事 6 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関する事 7 災害対策用資材購入等に係る契約に関する事 8 他の部班への応援に関する事	総務課 (田無庁舎管理係・保谷庁舎管理係) 建築営繕課 契約課			施設・車両班【班長】 総務課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急通行車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査及び復旧に関する事 6 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関する事 7 災害対策用資材購入等に係る契約に関する事 8 他の部班への応援に関する事	総務課 (田無庁舎管理係) 建築営繕課 契約課	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
風-48	支援対策チーム【チ	協力部【議会事務局	議会事務局班【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局	支援対策チーム	協力部【議会事務局	議会事務局班【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局	
			選挙管理委員会事務局班【班長】	人員不足の各部・班の補助	選挙管理委員会事務局						

Page	旧文書					新文書					備考	
			選挙管理委員会 事務局長					補助班 【班長】 監査委員事務局 長	人員不足の各部・班の補助		監査委員 事務局 選挙管理委 員会事務局	
			監査委員事務局 班 【班長】 監査委員事務局 長	人員不足の各部・班の補助	監査委員 事務局							
風-49	被災市民対策チーム					被災市民対策チーム						
	【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】					【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】						
	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名		
	被災市民対策チーム 【チーム長 市民部長】	市民部 【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務	市民課	被災市民対策チーム 【チーム長 市民部長】	市民部 【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務	市民課		
				2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務	市民税課				2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務	市民税課		
				3 遺体搬送及びこれに必要な業務	資産税課				3 遺体搬送及びこれに必要な業務	資産税課		
				4 埋火葬許可の発行などの諸手続					4 埋火葬許可の発行などの諸手続			
				5 行方不明者の捜索の連絡調整に関する こと					5 行方不明者の捜索の連絡調整に関する こと			
				6 要救助者の救出救助の連絡調整に関する こと					6 要救助者の救出救助の連絡調整に関する こと			
				7 被災状況の調査、住家被害認定に関する こと					7 被災状況の調査、住家被害認定に関する こと			
				8 被災者の市税の減免に関すること					8 被災者の市税の減免に関すること			
				9 罹災証明の発行に関すること					9 罹災証明の発行に関すること			
				10 応急危険度判定の応援に関すること					<u>10</u> 他の部班への応援に関すること			
				11 他の部班への応援に関すること					<u>11</u> 部内他班の所管に属しない事務に関する こと			
				12 部内他班の所管に属しない事務に関する こと								
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		

Page	旧文書					新文書					備考
風-52	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班【班長】 子育て支援課長		1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	子育て支援課	子育て支援班【班長】 子育て支援課長	子育て支援部【子育て支援部長】		1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	子育て支援課	
				2 所管施設の点検、整備及び復旧	児童青少年課				2 所管施設の点検、整備及び復旧	児童青少年課	
				3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務					3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務		
			4 安否確認班の支援に関すること					4 安否確認班の支援に関すること			
			5 市内私立幼稚園との連絡					5 他の部班への応援に関すること			
			6 他の部班への応援に関すること					6 部内他班の所管に属しない事務に関すること			
			7 部内他班の所管に属しない事務に関すること								
			1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	保育課				1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	幼児教育・保育課		
			2 所管施設の点検、整備及び復旧					2 所管施設の点検、整備及び復旧			
			3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務					3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務			
			4 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること					4 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること			
			5 応急保育に関すること					5 応急保育に関すること			
			6 市内私立保育園等との連絡					6 市内私立幼稚園・保育園等との連絡			
			7 他の部班への応援に関すること					7 他の部班への応援に関すること			
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
風-56	まちづくり部【まちづくり部長】	まちづくり部【まちづくり部長】	都市計画班【班長】 都市計画課長	1 都市対策の総合調整	都市計画課	まちづくり部【まちづくり部長】	まちづくり部【まちづくり部長】	都市計画班【班長】 都市計画課長	1 都市対策の総合調整	都市計画課	
				2 災害復興に係る都市計画	住宅課				2 災害復興に係る都市計画	住宅課	
				3 危険箇所の緊急パトロール・対応	住宅課				3 危険箇所の緊急パトロール・対応	住宅課	
			4 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定及びこれに必要な業務	建築指導課				4 住家被害認定の応援に関すること			
			5 住家被害認定の応援に関すること					5 市営住宅の点検、整備及び復旧に関すること			
			6 市営住宅の点検、整備及び復旧に関すること					6 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関すること			
			7 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関すること					7 その他被害復旧に係る建築関連工事			
			8 その他被害復旧に係る建築関連工事					8 他の部班への応援に関すること			
			9 他の部班への応援に関すること					9 部内他班の所管に属しない事務に関すること			
			10 部内他班の所管に属しない事務に関すること								
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	

Page	旧文書	新文書	備考
風-58	2 災害対策本部の設置等 全班	2 災害対策本部の設置等 全班	
	(2) 情報連絡態勢の確立【危機管理班】	(2) 情報連絡態勢の確立【危機管理班、 <u>関係各班</u> 】	
	(5) 災害対策本部の廃止【 <u>危機管理班</u> 】	(5) 災害対策本部の廃止【 <u>本部長（市長）</u> 】	
	(6) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表【危機管理班】	(6) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表【危機管理班】	
風-59	<p>【通知・公表先】</p> <p>① 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。）</p> <p>② 災害対策本部員（市長の<u>事務局</u>に属する部長、教育委員会に属する部長、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。）</p> <p>③ 都知事（総務局災害対策本部）</p> <p>④ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣区市長、各防災関係機関</p> <p>⑤ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関</p>	<p>【通知・公表先】</p> <p>① 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。）</p> <p>② 災害対策本部員（市長の<u>事務部局</u>に属する部長、教育委員会に属する部長、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。）</p> <p>③ 都知事（総務局災害対策本部）</p> <p>④ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣区市長、各防災関係機関</p> <p>⑤ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関</p>	
風-60	4 災害対策本部の運営 全班	4 災害対策本部の運営 全班	
	(1) 本部長室の開設	(1) 本部長室の開設【 <u>危機管理班</u> 】	
	(2) 本部長室の構成及び内容	(2) 本部長室の構成及び内容	
風-61	<p>① 災害対策の総合的な調整に関すること。</p> <p>② 水防非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止に関すること。</p> <p>③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>④ 避難情報の発令及び解除に関すること。</p> <p>⑤ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。</p> <p>⑥ 都、他の市区町村、又は公共機関等に対する応援要請に関すること。</p> <p>⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</p> <p>⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</p>	<p>① 災害対策の総合的な調整に関すること。</p> <p>② 水防非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止に関すること。</p> <p>③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>④ 避難情報の発令及び解除に関すること。</p> <p>⑤ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。</p> <p>⑥ 都、他の市区町村、公共機関等に対する応援<u>の</u>要請に関すること。</p> <p>⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</p> <p>⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</p>	
風-62		(10) <u>危機管理対策会議</u>	
		<u>応急対策の円滑な遂行を確保するために開催の必要があると判断した場合には、危機管理対策会議を開催する。</u>	
		<u>ア 危機管理対策会議は、市長、副市長、教育長、部長級職員、その他市長が指名する職員をもって構成する。</u>	
		<u>イ 危機管理対策会議では、以下の事項について協議する。</u>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>危機管理課及び各部等で収集した情報の共有</u> ・<u>避難情報及び職員配備態勢の発令の見通し</u> ・<u>タイムラインレベルの移行又は解除</u> 	

Page	旧文書		新文書		備考
			<p>・施設の休所の検討、避難所としての使用可否の判断</p> <p>・タイムラインに記載のない事項で実施の必要があると認める事項</p>		
風-63	(10) 部内・班会議の開催		(11) 部内・班会議の開催		
	(14) 報道機関への連絡【広報班】		(12) 報道機関への連絡【広報班】		
	(12) 災害対策本部の連絡体制【危機管理班】		(13) 災害対策本部の連絡体制【危機管理班】		
	(13) マニュアル【全班】				
	その他、災害対策本部の設置・運営に関する詳細は、「西東京市災害対策本部設置・運営マニュアル」による。				
	5 現地災害対策本部の運営	市	5 現地災害対策本部の運営	市	
	(2) 現地本部の構成 【危機管理班】		(2) 現地本部の構成		
	(3) 現地本部の分掌事務 【危機管理班】		(3) 現地本部の分掌事務		
風-64	(4) 現地本部の廃止【本部長、 危機管理班 】		(4) 現地本部の廃止【本部長 <u>(市長)</u> 】		
風-65	第2節 市職員の初動態勢		第2節 市職員の初動態勢		
	■■■■ 応急対策 ■■■■		■■■■ 応急対策 ■■■■		
	1 市職員の配備態勢	全職員	1 市職員の配備態勢	全職員	
	(3) 発令基準及び配備人員		(3) 発令基準及び配備人員		
	種類	発令基準	災害対策組織名	配備人員	
	情報連絡態勢	1 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき 2 その他危機管理担当部長が必要と認めたとき	危機管理課 道路課 下水道課 みどり公園課 交通課 用地課 その他必要と思われる課の職員		
	水防非常配備	1 台風の進路が東日本に接近すると予想されるとき 2 市内に被害の発生が予想され、又は発生したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部	各班 おおむね3分の1の職員	
	種類	発令基準	災害対策組織名	配備職員	
	情報連絡態勢	1 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき。 2 その他危機管理担当部長が必要と認めたとき。	危機管理課 道路課 下水道課 みどり公園課 交通課 用地課 その他必要と思われる課の職員		
	水防非常配備	1 台風の進路が東日本に接近すると予想されるとき。 2 市内に被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	各班 おおむね3分の1の職員	

Page	旧文書				新文書				備考
	備 態 勢	第2 水防非常 配備態勢	1 台風の進路が関東地方に接近すると予想されるとき 2 市内に相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	各班 おおむね半数の 職員	備 態 勢	第2 水防非常 配備態勢	1 台風の進路が関東地方に接近すると予想されるとき。 2 市内に相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	各班 おおむね半数の 職員	
		第3 水防非常 配備態勢	1 台風の進路が東京地方に接近すると予想されるとき 2 市内に大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき 3 市内に特別警報の発表が予想されるとき 4 その他市長が必要と認めたとき	全職員		第3 水防非常 配備態勢	1 台風の進路が東京地方に接近すると予想されるとき。 2 市内に大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 市内に特別警報の発表が予想されるとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。	全職員	
風-66	2 職員の管理		市	2 職員の管理		市			
	(2) 職員の健康管理及び給食等【職員班、物資調整班、各班長】				(2) 職員の健康管理及び給食等【職員班、物資調整班、各班長】				
	(略) また、職員班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食料及び飲料水を確保する。 確保する際は、食料の調達を担当する物資調整班と調整を行うものとする。				(略) また、職員班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食料及び飲料水を確保する。				
風-67	3 職員の基本的責務		全職員	3 職員の基本的責務		全職員			
	(1) 各部長及び班長の基本的責務【全職員】				(1) 各部長及び班長の基本的責務【全職員】				
	(略) また、各部長は、水防非常配備態勢発令の連絡を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。なお、各班長（課長）は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるときはその職務を代行する。				(略) また、各部長は、水防非常配備態勢発令の連絡を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。なお、各班長（課長）は、部長を補佐するとともに、部長に事故があるときはその職務を代行する。				
風-68	4 復旧対応期の組織体制		全職員	4 復旧対応期の組織体制		全職員			
	(略) 復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向け職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から平時組織を基本とした体制へと移行していく。				(略) 復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向け職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から平時組織を基本とした体制へと移行していく。				
風-69	第3節 救助・救急対策				第3節 救助・救急対策				
	■■■■ 応 急 対 策 ■■■■				■■■■ 応 急 対 策 ■■■■				
	1 救助・救急活動態勢等		消防署、警察署	1 救助・救急活動態勢等		警察署、消防署			
	(1) 消防署の救助・救急活動【消防署】				(1) 消防署の救助・救急活動【消防署】				
	イ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、市と関係事業者が締結している協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。				イ 救助・救急活動に必要な重機・救急資機材に不足が生じた場合は、市と関係事業者が締結している協定等に基づく迅速な調達を図る。				
風-70	第4節 応援協力・派遣要請				第4節 応援協力・派遣要請				

Page	旧文書	新文書	備考
風-71	応 急 対 策	応 急 対 策	
	1 応援協力 市	1 応援協力 市	
	(2) 総務省への 派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】	(2) <u>応急対策職員派遣制度による</u> 派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】	
	被災市区町村応援職員確保システム とは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。	<u>応急対策職員派遣制度</u> とは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。	
	市は、都に応援職員の派遣の必要性やその人数などのニーズ等を把握し、報告する。都は、 一市 からの要請を受け、総務省等へ把握した情報を提供する。	市は、都に応援職員の派遣の必要性やその人数などのニーズ等を把握し、報告する。都は市からの要請を受け、総務省等へ把握した情報を提供する。	
		<u>また、市は、被災し自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。</u>	
	(3) 都への応援要請【本部長（市長）、危機管理班】	(3) 都への応援要請【本部長（市長）、危機管理班】	
風-72	【要請の概要】	【要請の概要】	
	① 災害の状況及び応援を <u>求める理由</u> 、又は <u>災害の状況及び</u> 応援のあつせんを求める理由 ② 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③ 応援を必要とする場所、期間 ④ 応援を必要とする活動内容 ⑤ その他必要な事項	① 災害の状況及び応援、又は応援のあつせんを求める理由 ② <u>応援を希望する機関名</u> ③ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所、期間 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項	
	(4) 他の市区町村への応援要請【危機管理班】	(4) 他の市区町村への応援要請【危機管理班】	
	他の市区町村に応援を要請する場合は、「災害時における相互応援に関する協定」等の <u>協定</u> に基づき実施する。	他の市区町村に応援を要請する場合は、「災害時における相互応援に関する協定」等に基づき実施する。	
	ア 応援の要請	ア 応援の要請	
	【要請の概要】	【要請の概要】	
	① 災害の状況及び応援を <u>求める理由</u> 、又は <u>災害の状況及び</u> 応援のあつせんを求める理由 ② 応援を <u>必要と</u> する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③ 応援を必要とする場所、期間 ④ 応援を必要とする活動内容 ⑤ その他必要な事項	① 災害の状況及び応援、又は応援のあつせんを求める理由 ② 応援を <u>希望する機関名</u> 、人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③ 応援を必要とする場所、期間 ④ 応援を必要とする活動内容 ⑤ その他必要な事項	
	イ 隣接地域の緊急応援	イ 隣接地域の緊急応援	
	協定締結市区町村は、隣接地域及び周辺部で風水害が発生し、又は災害が発生するおそれがある時において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、	協定締結市区町村は、隣接地域及び周辺部で風水害が発生し、又は災害が発生するおそれがある時において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、	

Page	旧文書			新文書			備考			
	消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。			消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。						
	※協定先は、資料編を参照									
風-73	2 自衛隊への災害派遣要請		本部長、市	2 自衛隊への災害派遣要請		本部長、市				
	(1) 自衛隊への災害派遣要請【本部長】			(1) 自衛隊への災害派遣要請【本部長】						
	ア 災害派遣要請の手続き			ア 災害派遣要請の手続き						
	① 災害の情况及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となる事項			① 災害の情况及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となる事項						
	※患者輸送の場合、航空機の要請には次の事項を追加する。 患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体、患者の付添、 医師の有無、収容先、気象状況、使用飛行機（ヘリポート）			※患者輸送の場合、航空機の要請には次の事項を追加する。 患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体、患者の付添、 医師の有無、収容先、気象状況、使用する緊急離着陸場（ヘリポート）						
風-74	ウ 災害派遣部隊の受入体制			ウ 災害派遣部隊の受入体制						
	【ヘリコプター緊急離着陸場】			【ヘリコプター緊急離着陸場】						
	施設名	着陸 展開面 (m)	適否 OH-6D (中型ヘリ) ○	UH-1H (J) (中型ヘリ) ○	CH-47 (J) (大型ヘリ) ○	施設名	着陸 展開面 (m)	適否 小型ヘリ ○	中型ヘリ ○	大型ヘリ ○
	向台運動場	100×150	○	○	○	向台運動場	100×150	○	○	○
	文理台公園	50×50	○	○	×	文理台公園	50×50	○	○	×
	谷戸小学校	50×50	○	○	×	谷戸小学校	50×50	○	○	×
	西東京いこいの森公園	100×50	○	○	×	西東京いこいの森公園	100×50	○	○	×
	保谷第一小学校	50×50	○	○	×	保谷第一小学校	50×50	○	○	×
	田無小学校	50×50	○	○	×	田無小学校	50×50	○	○	×
	田無第一中学校	40×60	○	○	×	田無第一中学校	40×60	○	○	×
	田無第四中学校	50×50	○	○	×	田無第四中学校	50×50	○	○	×
	保谷中学校	50×50	○	○	×	保谷中学校	50×50	○	○	×
風-77	第5節 防災活動拠点の確保			第5節 防災活動拠点の確保						
	■■■■ 応急対策 ■■■■			■■■■ 応急対策 ■■■■						
	1 応急活動拠点の調整要請		市	1 応急活動拠点の調整要請		市				
	危機管理班は、応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、 オープンスペース の利用要望を都災害対策本部に提出し、 都に対し、オープンスペースの利用調整を要望 する。			危機管理班は、応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、利用要望を都災害対策本部に提出する。						
	2 システム復旧		市	2 システム復旧		市				

Page	旧文書	新文書	備考
	ア ネットワーク通信機器や管理サーバなどの庁内ネットワークやデータセンター間の通信など、根幹部分の機器の復旧	ア ネットワーク通信機器や管理サーバなどの庁内ネットワークやデータセンター間の通信など、根幹部分の機器の復旧	
	イ インターネットなどの外部通信装置（ルーターなど）の復旧	イ インターネットなどの外部通信装置（ルーターなど）の復旧	
	ウ パソコンやプリンタなどの入・出力機器の電源確保等		
風-78	第2章 情報の収集・伝達	第2章 情報の収集・伝達	
	第1節 情報収集・伝達体制	第1節 情報収集・伝達体制	
	応急対策	応急対策	
	1 通信体制の確立 市、通信事業者	1 通信体制の確立 市、通信事業者	
	停電等により、平時の通信手段が遮断された場合には、市防災行政無線 （地域防災系） を中心とした通信連絡体制を次のとおり確立する。	停電等により、平時の通信手段が遮断された場合には、市防災行政無線を中心とした通信連絡体制を次のとおり確立する。	
	(1) 市防災行政無線の通信統制【危機管理班】	(1) 市防災行政無線の通信統制【危機管理班】	
	ウ 災害対策本部設置後の通信連絡窓口	ウ 災害対策本部設置後の通信連絡窓口	
	災害対策本部への通信連絡は、本部長室において処理する。その際、本部長室内の市防災行政無線 （地域防災系） 、災害時優先電話等の通信設備を活用する。	災害対策本部への通信連絡は、本部長室において処理する。その際、本部長室内の市防災行政無線、災害時優先電話等の通信設備を活用する。	
風-79	オ 都との通信連絡	オ 都との通信連絡	
	都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り東京都災害情報システム（DIS）のデータ端末で災害情報の入出力を行う。	都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り東京都災害情報システム（DIS） <u>（以下、「DIS」という。）</u> のデータ端末で災害情報の入出力を行う。	
	カ 防災関係機関との通信連絡	カ 防災関係機関との通信連絡	
	市防災行政無線 （地域防災系） 設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その他の防災関係機関との連絡は、都防災行政無線（都の基地局）を経由するなどして通信連絡の手段を確保する。	市防災行政無線設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その他の防災関係機関との連絡は、都防災行政無線（都の基地局）を経由するなどして通信連絡の手段を確保する。	
	2 情報収集・伝達体制 市、気象庁	2 情報収集・伝達体制 市、気象庁	
	気象等予警報伝達体制を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。	気象等予警報伝達体制を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。	
	また、 都災害情報システム（DIS） 等により注意報、警報、土砂災害警戒情報等の情報が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。当該情報を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者等に通報するとともに、警察署及び消防署等の協力を得て、市民に周知する。	また、DIS等により注意報、警報、土砂災害警戒情報等の情報が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。当該情報を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者等に通報するとともに、警察署及び消防署等の協力を得て、市民に周知する。	
風-80	(1) 特別警報・警報・注意報	(1) 特別警報・警報・注意報	
	【気象等の警報等の種類と発表基準】	【気象警報・注意報の種類と発表基準】	

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																														
	【確率値を用いた西東京市の大雨特別警報の指標】 —令和3年3月25日現在																																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">地域</th> <th colspan="3">50年に一度の値^{※2}</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th>府県 予想区</th> <th>一次細分 区分</th> <th>市町村等を まとめた地域</th> <th>二次細分 区分</th> <th>R48 ※1</th> <th>R03 ※1</th> <th>SWI[※] +</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>東京都</td> <td>東京地方</td> <td>多摩北部</td> <td>西東京市</td> <td>369</td> <td>134</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table>	地域					50年に一度の値 ^{※2}			都道府県	府県 予想区	一次細分 区分	市町村等を まとめた地域	二次細分 区分	R48 ※1	R03 ※1	SWI [※] +	東京都	東京都	東京地方	多摩北部	西東京市	369	134	238																																																																																																								
地域					50年に一度の値 ^{※2}																																																																																																																												
都道府県	府県 予想区	一次細分 区分	市町村等を まとめた地域	二次細分 区分	R48 ※1	R03 ※1	SWI [※] +																																																																																																																										
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	西東京市	369	134	238																																																																																																																										
	※1—R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。																																																																																																																																
	※2—「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。																																																																																																																																
	※3—大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする)。個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。																																																																																																																																
	【指数を用いた大雨特別警報(土砂災害)の西東京市の基準値】 —令和2年7月30日現在																																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>西東京市</td> <td>301～304</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	土壌雨量指数	東京都	西東京市	301～304																																																																																																																										
市町村等をまとめた地域	市町村等	土壌雨量指数																																																																																																																															
東京都	西東京市	301～304																																																																																																																															
	※—基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。																																																																																																																																
風-82	【警報・注意報発表基準一覧表】 発表官署 気象庁 令和2年10月1日現在	【警報・注意報発表基準一覧表】 発表官署 気象庁 令和5年6月8日現在																																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市</th> <th colspan="2">府県予報区</th> <th colspan="2">都</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一次細分区域</th> <th colspan="2">東京地方</th> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th colspan="2">多摩北部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td colspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>石神井川流域=10.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">複合基準※</td> <td>石神井川流域=(17, 7.1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td colspan="2">平均風速</td> <td>25m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">平均風速</td> <td>25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td colspan="2">有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="2">潮位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td colspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>石神井川流域=8.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">複合基準※</td> <td>石神井川流域=(6, 6.4)</td> </tr> </tbody> </table>	市	府県予報区		都		一次細分区域		東京地方		市町村等をまとめた地域		多摩北部		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	171	洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域=10.4	複合基準※		石神井川流域=(17, 7.1)	指定河川洪水予報による基準			暴風	平均風速		25m/s	暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm	波浪	有義波高			高潮	潮位			注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	土壌雨量指数基準	133	洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域= 8.3	複合基準※		石神井川流域=(6, 6.4)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市</th> <th colspan="2">府県予報区</th> <th colspan="2">都</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一次細分区域</th> <th colspan="2">東京地方</th> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th colspan="2">多摩北部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>145</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td colspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>石神井川流域=10.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">複合基準※</td> <td>石神井川流域=(17, 7.1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td> <td><u>石神井川(向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋)</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td colspan="2">平均風速</td> <td>25m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">平均風速</td> <td>25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td colspan="2">有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="2">潮位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>129</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td colspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>石神井川流域=<u>8.1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">複合基準※</td> <td>石神井川流域=(<u>9, 6.5</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	市	府県予報区		都		一次細分区域		東京地方		市町村等をまとめた地域		多摩北部		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>145</u>	洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域=10.4	複合基準※		石神井川流域=(17, 7.1)	指定河川洪水予報による基準		<u>石神井川(向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋)</u>	暴風	平均風速		25m/s	暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm	波浪	有義波高			高潮	潮位			注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	土壌雨量指数基準	<u>129</u>	洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域= <u>8.1</u>	複合基準※		石神井川流域=(<u>9, 6.5</u>)	
市	府県予報区		都																																																																																																																														
	一次細分区域		東京地方																																																																																																																														
	市町村等をまとめた地域		多摩北部																																																																																																																														
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17																																																																																																																														
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	171																																																																																																																														
洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域=10.4																																																																																																																														
	複合基準※		石神井川流域=(17, 7.1)																																																																																																																														
	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																
暴風	平均風速		25m/s																																																																																																																														
暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う																																																																																																																														
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																														
波浪	有義波高																																																																																																																																
高潮	潮位																																																																																																																																
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9																																																																																																																														
		土壌雨量指数基準	133																																																																																																																														
洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域= 8.3																																																																																																																														
	複合基準※		石神井川流域=(6, 6.4)																																																																																																																														
市	府県予報区		都																																																																																																																														
	一次細分区域		東京地方																																																																																																																														
	市町村等をまとめた地域		多摩北部																																																																																																																														
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17																																																																																																																														
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>145</u>																																																																																																																														
洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域=10.4																																																																																																																														
	複合基準※		石神井川流域=(17, 7.1)																																																																																																																														
	指定河川洪水予報による基準		<u>石神井川(向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋)</u>																																																																																																																														
暴風	平均風速		25m/s																																																																																																																														
暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う																																																																																																																														
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																														
波浪	有義波高																																																																																																																																
高潮	潮位																																																																																																																																
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9																																																																																																																														
		土壌雨量指数基準	<u>129</u>																																																																																																																														
洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域= <u>8.1</u>																																																																																																																														
	複合基準※		石神井川流域=(<u>9, 6.5</u>)																																																																																																																														

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																										
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報 による基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12 時間降雪の深さ 5 cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="2">最小湿度 25% で実効湿度 50%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="2">夏期 (平均気温) : 平年より 5℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期 (最低気温) : -7℃ 以下、多摩西部 -9℃ 以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">4月10日～5月15日 最低気温 2℃ 以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="2">大雪警報の条件下で気温が -2℃ ~ 2℃ の時</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1 時間雨量</td> <td>100mm</td> </tr> </table>		指定河川洪水予報 による基準		強風	平均風速	13m/s	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	波浪	有義波高		高潮	潮位		雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪			濃霧	視程	100m	乾燥	最小湿度 25% で実効湿度 50%		なだれ			低温	夏期 (平均気温) : 平年より 5℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期 (最低気温) : -7℃ 以下、多摩西部 -9℃ 以下		霜	4月10日～5月15日 最低気温 2℃ 以下		着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が -2℃ ~ 2℃ の時		記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報 による基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12 時間降雪の深さ 5 cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="2">最小湿度 25% で実効湿度 50%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="2">夏期 (平均気温) : 平年より 5℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期 (最低気温) : -7℃ 以下、多摩西部 -9℃ 以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">最低気温 2℃ 以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="2">大雪警報の条件下で気温が -2℃ ~ 2℃ の時</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1 時間雨量</td> <td>100mm</td> </tr> </table>		指定河川洪水予報 による基準		強風	平均風速	13m/s	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	波浪	有義波高		高潮	潮位		雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪			濃霧	視程	100m	乾燥	最小湿度 25% で実効湿度 50%		なだれ			低温	夏期 (平均気温) : 平年より 5℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期 (最低気温) : -7℃ 以下、多摩西部 -9℃ 以下		霜	最低気温 2℃ 以下		着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が -2℃ ~ 2℃ の時		記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm	
	指定河川洪水予報 による基準																																																																																												
強風	平均風速	13m/s																																																																																											
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																																											
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm																																																																																											
波浪	有義波高																																																																																												
高潮	潮位																																																																																												
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																												
融雪																																																																																													
濃霧	視程	100m																																																																																											
乾燥	最小湿度 25% で実効湿度 50%																																																																																												
なだれ																																																																																													
低温	夏期 (平均気温) : 平年より 5℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期 (最低気温) : -7℃ 以下、多摩西部 -9℃ 以下																																																																																												
霜	4月10日～5月15日 最低気温 2℃ 以下																																																																																												
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が -2℃ ~ 2℃ の時																																																																																												
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm																																																																																											
	指定河川洪水予報 による基準																																																																																												
強風	平均風速	13m/s																																																																																											
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																																											
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm																																																																																											
波浪	有義波高																																																																																												
高潮	潮位																																																																																												
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																												
融雪																																																																																													
濃霧	視程	100m																																																																																											
乾燥	最小湿度 25% で実効湿度 50%																																																																																												
なだれ																																																																																													
低温	夏期 (平均気温) : 平年より 5℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期 (最低気温) : -7℃ 以下、多摩西部 -9℃ 以下																																																																																												
霜	最低気温 2℃ 以下																																																																																												
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が -2℃ ~ 2℃ の時																																																																																												
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm																																																																																											
	※ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組合せによる基準値		※ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組合せによる基準値																																																																																										
風-83	(2) 防災関係機関の役割【市、都、警察署、消防署、気象庁】	(2) 防災関係機関の役割【市、都、警察署、消防署、気象庁】																																																																																											
風-84	【気象情報伝達図】	【気象情報伝達図】																																																																																											
風-85	(3) 気象情報の入手方法【危機管理班】	(3) 気象情報の入手方法【危機管理班】																																																																																											
	(略) また、災害の危険性が切迫している場合などは、気象庁防災関係機関向け専用電話	(略) また、災害の危険性が切迫している場合などは、気象庁防災関係機関向け専用電話																																																																																											

Page	旧文書	新文書	備考																																		
	(ホットライン) で気象庁が市へ直接嚴重な警戒を呼び掛ける。危機管理課はホットライン等を用いるほか、次に示す入手先等からリアルタイムの情報を収集するよう努める。	(ホットライン) で気象庁が市へ直接嚴重な警戒を呼び掛ける。危機管理班はホットライン等を用いるほか、次に示す入手先等からリアルタイムの情報を収集するよう努める。																																			
	【気象情報入手先】	【気象情報入手先】																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提供機関</th> <th>情報名・システム名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象庁</td> <td>レーダー・降水ナウキャスト</td> <td>60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測</td> </tr> <tr> <td>高解像度降水ナウキャスト</td> <td>60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測</td> </tr> <tr> <td>解析雨量・降水短時間予報</td> <td>15時間先までの1時間ごとの降水量分布</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都</td> <td>東京都災害情報システム(D I S) (総務局総合防災部)</td> <td>気象情報全般(土砂災害警戒情報を含む。)</td> </tr> <tr> <td>東京都水防災総合情報システム(建設局河川部)</td> <td>水位現況図(都管理河川のみ)、降雨現況図(都が観測するリアルタイム降水量)</td> </tr> <tr> <td>東京アメッシュ(下水道局)</td> <td>リアルタイムレーダー雨量</td> </tr> </tbody> </table>	提供機関	情報名・システム名	内容	気象庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測	高解像度降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測	解析雨量・降水短時間予報	15時間先までの1時間ごとの降水量分布	都	東京都災害情報システム(D I S) (総務局総合防災部)	気象情報全般(土砂災害警戒情報を含む。)	東京都水防災総合情報システム(建設局河川部)	水位現況図(都管理河川のみ)、降雨現況図(都が観測するリアルタイム降水量)	東京アメッシュ(下水道局)	リアルタイムレーダー雨量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提供機関</th> <th>情報名・システム名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象庁</td> <td>レーダー・降水ナウキャスト</td> <td>60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測</td> </tr> <tr> <td>高解像度降水ナウキャスト</td> <td>60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測</td> </tr> <tr> <td>解析雨量・降水短時間予報</td> <td>15時間先までの1時間ごとの降水量分布</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都</td> <td>D I S (総務局総合防災部)</td> <td>気象情報全般(土砂災害警戒情報を含む。)</td> </tr> <tr> <td>東京都水防災総合情報システム(建設局河川部)</td> <td>水位現況図(都管理河川のみ)、降雨現況図(都が観測するリアルタイム降水量)</td> </tr> <tr> <td>東京アメッシュ(下水道局)</td> <td>リアルタイムレーダー雨量</td> </tr> </tbody> </table>	提供機関	情報名・システム名	内容	気象庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測	高解像度降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測	解析雨量・降水短時間予報	15時間先までの1時間ごとの降水量分布	都	D I S (総務局総合防災部)	気象情報全般(土砂災害警戒情報を含む。)	東京都水防災総合情報システム(建設局河川部)	水位現況図(都管理河川のみ)、降雨現況図(都が観測するリアルタイム降水量)	東京アメッシュ(下水道局)	リアルタイムレーダー雨量	
提供機関	情報名・システム名	内容																																			
気象庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測																																			
	高解像度降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測																																			
	解析雨量・降水短時間予報	15時間先までの1時間ごとの降水量分布																																			
都	東京都災害情報システム(D I S) (総務局総合防災部)	気象情報全般(土砂災害警戒情報を含む。)																																			
	東京都水防災総合情報システム(建設局河川部)	水位現況図(都管理河川のみ)、降雨現況図(都が観測するリアルタイム降水量)																																			
	東京アメッシュ(下水道局)	リアルタイムレーダー雨量																																			
提供機関	情報名・システム名	内容																																			
気象庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測																																			
	高解像度降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測																																			
	解析雨量・降水短時間予報	15時間先までの1時間ごとの降水量分布																																			
都	D I S (総務局総合防災部)	気象情報全般(土砂災害警戒情報を含む。)																																			
	東京都水防災総合情報システム(建設局河川部)	水位現況図(都管理河川のみ)、降雨現況図(都が観測するリアルタイム降水量)																																			
	東京アメッシュ(下水道局)	リアルタイムレーダー雨量																																			
	(4) 要避難地区等【広報班、都(建設局)】	(4) 要避難地域【広報班、都(建設局)】																																			
	気象情報と合わせ、 要避難対象地区 や土砂災害のおそれがある 要避難範囲 なども併せて市民へ情報提供する。	気象情報と合わせ、 洪水 や土砂災害のおそれがある 場合の要避難地域 なども併せて市民へ情報提供する。																																			
	ア 要避難対象地区	ア 浸水が発生した場合、あるいは発生のおそれがある場合																																			
	要避難 対象地区 は、都による浸水想定区域図に基づく浸水ハザードマップによる浸水地区とし、水勢により拡大又は縮小の措置を講ずる。	要避難 地域 は、都による浸水想定区域図に基づく浸水ハザードマップによる浸水地区とし、水勢により拡大又は縮小の措置を講ずる。																																			
	イ かけ崩れが発生した場合、発生のおそれがある場合の要避難範囲	イ かけ崩れが発生した場合、あるいは発生のおそれがある場合																																			
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を 要避難範囲 とするが、他の箇所においても危険な場合は避難を呼びかける。	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を 要避難地域 とするが、他の箇所においても危険な場合は避難を呼びかける。																																			
	(5) 市民への情報提供【広報班、危機管理班】	(5) 市民への情報提供【広報班、危機管理班】																																			
	市民に対する広報は、放送機関のほか、市防災行政無線(同報系)、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京等により行う。	市民に対する広報は、放送機関のほか、市防災行政無線、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京等により行う。																																			
	また、必要に応じ消防団等に通知し出動の準備を要請する。	また、必要に応じ消防団等に通知し出動の準備を要請する。																																			
風-87	第2節 避難情報の判断・伝達	第2節 避難情報の判断・伝達																																			
	応 急 対 策	応 急 対 策																																			

Page	旧文書				新文書				備考	
	1 避難情報の発令		本部長、市		1 避難情報の発令		本部長、市			
	(2) 警戒レベル及び避難情報発令基準【本部長（市長）、危機管理班】				(2) 警戒レベル及び避難情報発令基準【本部長（市長）、危機管理班】					
風-88	【避難情報発令基準】				【避難情報発令基準】					
	警戒レベル	避難情報の種類	発令時の状況	市民に求める行動	発令基準	警戒レベル	避難情報の種類	発令時の状況	市民に求める行動	発令基準
	警戒レベル 3	高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	1 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 2 自主避難が望ましい場所の居住者等は、自主避難を開始 3 1、2以外の者は、外出を控えるほか、避難準備を開始	市内において、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布」で赤色（警戒）の危険度が出現した場合	警戒レベル 3	高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	1 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 2 自主避難が望ましい場所の居住者等は、自主避難を開始 3 1、2以外の者は、外出を控えるほか、避難準備を開始	市内において、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布」で赤色（警戒）の危険度が出現した場合
	警戒レベル 4	避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、知人や親類の家などの安全な場所若しくは計画された避難所等への立退き避難又は土砂災害の危険がある場合を除き、自宅・施設等の浸水しない上階への移動などの屋内安全確保を開始	1 石神井川が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された状況 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 市内において、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布」で薄い紫色（非常に危険）の危険度が出現した場合	警戒レベル 4	避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、知人や親類の家などの安全な場所又は計画された避難所等への立退き避難又は土砂災害の危険がある場合を除き、自宅・施設等の浸水しない上階への移動などの屋内安全確保を開始	1 石神井川が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された状況 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 市内において、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布」で紫色（非常に危険）の危険度が出現した場合
	警戒レベル 5	緊急安全確保	1 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 災害が発生した状況	1 避難情報の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 2 未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動を開始 3 避難のいとまがない場合は屋内での待避・上階への移動 ※緊急安全確保は、市が災害の発生や各状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令される情報ではない。そのため、避難指示での避難が必要である。	1 大雨特別警報が発表されたとき 2 市内において、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布」で濃い紫色（極めて危険）の危険度が出現した場合 3 災害が発生した状況	警戒レベル 5	緊急安全確保	1 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 災害が発生した状況	1 避難情報の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 2 未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動を開始 3 避難のいとまがない場合は屋内での待避・上階への移動 ※緊急安全確保は、市が災害の発生や各状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令される情報ではない。そのため、避難指示での避難が必要である。	1 大雨特別警報が発表されたとき 2 市内において、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布」で黒色（極めて危険）の危険度が出現した場合 3 災害が発生した状況
風-89	【水位周知河川及びその範囲】				【洪水予報河川及びその範囲】					
	河川名	区間	基準地点	担当事務所	河川名	区間	基準点	担当事務所		

Page	旧文書	新文書	備考																										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">石神井川</td> <td rowspan="2">左岸</td> <td>自</td> <td>小平市花小金井南町 (上流端)</td> <td rowspan="4">芝久保 (西東京市 芝久保)</td> <td rowspan="4">北多摩南部 建設事務所</td> </tr> <tr> <td>至</td> <td>西東京市東伏見3丁目 (練馬区境)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">右岸</td> <td>自</td> <td>小平市花小金井南町 (上流端)</td> </tr> <tr> <td>至</td> <td>西東京市東伏見3丁目 (練馬区境)</td> </tr> </table>	石神井川	左岸	自	小平市花小金井南町 (上流端)	芝久保 (西東京市 芝久保)	北多摩南部 建設事務所	至	西東京市東伏見3丁目 (練馬区境)	右岸	自	小平市花小金井南町 (上流端)	至	西東京市東伏見3丁目 (練馬区境)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">石神井川</td> <td rowspan="2">左岸</td> <td>自</td> <td>小平市花小金井南町 (小金井公園)</td> <td rowspan="4">向台 (西東京市 向台)</td> <td rowspan="4">北多摩南部 建設事務所</td> </tr> <tr> <td>至</td> <td>西東京市東伏見3丁目 (富士見調節池)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">右岸</td> <td>自</td> <td>小平市花小金井南町 (小金井公園)</td> </tr> <tr> <td>至</td> <td>西東京市東伏見3丁目 (富士見調節池)</td> </tr> </table>	石神井川	左岸	自	小平市花小金井南町 (小金井公園)	向台 (西東京市 向台)	北多摩南部 建設事務所	至	西東京市東伏見3丁目 (富士見調節池)	右岸	自	小平市花小金井南町 (小金井公園)	至	西東京市東伏見3丁目 (富士見調節池)	
石神井川	左岸			自	小平市花小金井南町 (上流端)			芝久保 (西東京市 芝久保)	北多摩南部 建設事務所																				
			至	西東京市東伏見3丁目 (練馬区境)																									
	右岸		自	小平市花小金井南町 (上流端)																									
		至	西東京市東伏見3丁目 (練馬区境)																										
石神井川	左岸	自	小平市花小金井南町 (小金井公園)	向台 (西東京市 向台)	北多摩南部 建設事務所																								
		至	西東京市東伏見3丁目 (富士見調節池)																										
	右岸	自	小平市花小金井南町 (小金井公園)																										
		至	西東京市東伏見3丁目 (富士見調節池)																										
	【水位周知の種類と発表基準】	【洪水予報の種類と発表基準】																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石神井川 氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が、氾濫危険水位 (60.41m) に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	石神井川 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位 (60.41m) に到達したとき	解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石神井川 氾濫危険情報</td> <td>石神井川における基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位 (59.12m) に達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位 (58.64m) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	石神井川 氾濫危険情報	石神井川における基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位 (59.12m) に達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位 (58.64m) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。	解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。															
種類	発表基準																												
石神井川 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位 (60.41m) に到達したとき																												
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき																												
種類	発表基準																												
石神井川 氾濫危険情報	石神井川における基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位 (59.12m) に達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位 (58.64m) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。																												
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。																												
	【水位の周知伝達系統図】	【水位の周知伝達系統図】																											
	<p>建設局河川部 → 建設局総務部 → 報道機関</p> <p>建設局河川部 → 北多摩南部建設事務所 → 総務局総合防災部</p> <p>建設局河川部 → 小金井市(水、遊) → 水道局</p> <p>建設局河川部 → 西東京市(水、遊) → 下水道局</p> <p>建設局河川部 → 第四建設事務所 → 東京消防庁</p> <p>建設局河川部 → 練馬区(水) → 警視庁</p> <p>建設局河川部 → 練馬区(遊) → 警視庁</p> <p>建設局河川部 → 板橋区(水) → 気象庁</p> <p>建設局河川部 → 板橋区(遊) → 気象庁</p> <p>建設局河川部 → 第六建設事務所 → 気象庁</p> <p>建設局河川部 → 北区(水) → 気象庁</p> <p>建設局河川部 → 北区(遊) → 気象庁</p> <p>建設局河川部 → 北多摩北部建設事務所 → 気象庁</p> <p>建設局河川部 → 小平市(水、遊) → 気象庁</p> <p>建設局河川部 → 江東治水事務所 → 高潮工事水門管理</p> <p>※情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はファクスにより受令確認を行う。</p> <p>凡例 基本系 ——— 情報伝達の第1系統 補助系 - - - 確実な伝達を図るための第2系統 常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。</p>	<p>気象庁 → 総務局総合防災部 → 東京消防庁</p> <p>総務局総合防災部 → 警視庁</p> <p>総務局総合防災部 → 港湾局</p> <p>総務局総合防災部 → 水道局</p> <p>総務局総合防災部 → 下水道局</p> <p>建設局河川部 → 西東京市</p> <p>建設局河川部 → 担当事務所</p> <p>建設局河川部 → 担当事務所 (水防システムによる伝達)</p> <p>建設局河川部 → 担当事務所 (無線FAXによる伝達※2)</p> <p>※1</p> <p>※1 情報伝達先である市等に対してはホットメールを送信</p> <p>※2 市の水防担当部署で無線FAXがない場合、NTTFAXにより伝達</p> <p>凡例 基本系 ——— 情報伝達の第1系統 補助系 - - - 確実な伝達を図るための第2系統 常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。</p>																											

Page	旧文書	新文書	備考												
風-90	(3) 市民への避難情報の伝達【広報班、関係機関】	(3) 市民への避難情報の伝達【広報班、関係機関】													
	<p>市は、災害発生時又は避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線(同報系)や広報車、SNS等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難情報の広報を行う。(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京との災害時における協定により、放送要請を行う。また、市及び関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。</p>	<p>市は、災害発生時又は避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線や広報車、<u>市</u>SNS等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難情報の広報を行う。(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京との災害時における協定により、放送要請を行う。</p> <p>また、市及び関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。</p>													
	<table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報伝達手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ 市防災行政無線(同報系) 市防災行政無線(同報系)自動電話応答サービス 広報車 エリアメール、緊急速報メール 西東京市安全・安心いーなメール FM西東京(84.2MHz) TwitterやFacebook Lアラート スマートフォン用アプリ(いこいーな西東京ナビ) </td> </tr> </table>	実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社	(略)	(略)	情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ 市防災行政無線(同報系) 市防災行政無線(同報系)自動電話応答サービス 広報車 エリアメール、緊急速報メール 西東京市安全・安心いーなメール FM西東京(84.2MHz) TwitterやFacebook Lアラート スマートフォン用アプリ(いこいーな西東京ナビ) 	<table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報伝達手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ 市防災行政無線 市防災行政無線自動電話応答サービス 広報車 エリアメール、緊急速報メール 安全・安心いーなメール FM西東京(84.2MHz) 市SNS Lアラート </td> </tr> </table>	実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社	(略)	(略)	情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ 市防災行政無線 市防災行政無線自動電話応答サービス 広報車 エリアメール、緊急速報メール 安全・安心いーなメール FM西東京(84.2MHz) 市SNS Lアラート 	
実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社														
(略)	(略)														
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ 市防災行政無線(同報系) 市防災行政無線(同報系)自動電話応答サービス 広報車 エリアメール、緊急速報メール 西東京市安全・安心いーなメール FM西東京(84.2MHz) TwitterやFacebook Lアラート スマートフォン用アプリ(いこいーな西東京ナビ) 														
実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社														
(略)	(略)														
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ 市防災行政無線 市防災行政無線自動電話応答サービス 広報車 エリアメール、緊急速報メール 安全・安心いーなメール FM西東京(84.2MHz) 市SNS Lアラート 														
	(4) 避難情報の解除【本部長(市長)、危機管理班】	(4) 避難情報の解除【本部長(市長)、危機管理班】													
	本部長(市長)は、十分に安全性の <u>確認に努め</u> 、避難の必要がなくなった場合は、直ちに公示し、同時に都知事に報告する。	本部長(市長)は、十分に安全性を <u>確認し</u> 、避難の必要がなくなった場合は、直ちに公示し、同時に都知事に報告する。													
風-91	第3節 被害状況等の報告体制	第3節 被害状況等の報告体制													
	応急対策	応急対策													
	1 被害情報等の報告 市、消防署、消防団、 警察署 、防災関係機関	1 被害情報等の報告 市、 <u>警察署</u> 、消防署、消防団、防災関係機関													
	(1) 被害状況の緊急調査【各班、消防署、消防団、 警察署 、防災関係機関】	(1) 被害状況の緊急調査【各班、 <u>警察署</u> 、消防署、消防団、防災関係機関】													
	各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。	各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。 <u>危機管理班は、被害状況等の緊急調査により概括的な被害状況を把握する。</u>													
	【危機管理班の収集内容】	【危機管理班の収集内容】													
	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>担当班名</th> <th>報告内容</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>危機管理班</td> <td>1 防災関係機関から概括的な被害情報を収集</td> </tr> </table>	機関名	担当班名	報告内容	市	危機管理班	1 防災関係機関から概括的な被害情報を収集	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>担当班名</th> <th>報告内容</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>危機管理班</td> <td>1 防災関係機関から概括的な被害情報を収集</td> </tr> </table>	機関名	担当班名	報告内容	市	危機管理班	1 防災関係機関から概括的な被害情報を収集	
機関名	担当班名	報告内容													
市	危機管理班	1 防災関係機関から概括的な被害情報を収集													
機関名	担当班名	報告内容													
市	危機管理班	1 防災関係機関から概括的な被害情報を収集													

Page	旧文書			新文書			備考
			<p>2 参集職員から以下の被害情報等を収集するとともに、各部から情報を収集</p> <p>ア 災害情報</p> <p>イ 市民の安否等に関する情報</p> <p>ウ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報</p> <p>エ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）</p> <p>オ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）</p> <p>カ 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）</p> <p>3 都災害情報システム（DIS）から情報を収集</p>			<p>2 参集職員から以下の被害情報等を収集するとともに、各部から情報を収集</p> <p>ア 災害情報</p> <p>イ 市民の安否等に関する情報</p> <p>ウ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報</p> <p>エ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）</p> <p>オ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）</p> <p>カ 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）</p> <p>3 DISから情報を収集</p>	
風-92	【各部の報告内容】			【各部の報告内容】			
	機関名	担当班名	報告内容	機関名	担当部名	報告内容	
	市	企画部	市民、防災市民組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集	市	企画部	市民、防災市民組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報	
		総務部	庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況		総務部	庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況	
		教育部	避難所の開設状況、避難者概数		教育部	避難所の開設状況、避難者概数及び混雑状況	
		市民部	死者数・負傷者等搬入状況、行方不明者の捜索・要救助者の救出救助の連絡調整		市民部	死者数・負傷者等搬入状況、行方不明者の捜索・要救助者の救出救助の連絡調整	
		健康福祉部、子育て支援部	市内医療機関の稼働状況、医療救護状況、福祉避難所での保護状況、要配慮者の安否の状況		健康福祉部、子育て支援部	市内医療機関の稼働状況、医療救護状況、福祉避難所での保護状況、要配慮者の安否の状況	
		生活文化スポーツ部	緊急輸送道路・市内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況		生活文化スポーツ部	緊急輸送道路・市内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況	
		まちづくり部、都市基盤部	道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、土砂災害警戒区域等二次災害危険状況、下水道施設の被害状況		まちづくり部、都市基盤部	道路及び建築物の被害状況、土砂災害警戒区域等の危険状況、下水道施設の被害状況	
		みどり環境部	市立小中学校の校庭を除く避難広場・広域避難場所等の状況、ごみ、災害廃棄物、し尿等の収集及び処理状況		みどり環境部	市立小中学校の校庭を除く避難広場・広域避難場所等の状況、ごみ、災害廃棄物、し尿等の収集及び処理状況	
		各部	所管施設の被害状況		各部	所管施設の被害状況	
	【防災関係機関の報告内容】			【防災関係機関の報告内容】			
	機関名	報告内容		機関名	報告内容		
	消防署、消防団	<p>1 消防活動状況</p> <p>2 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況</p> <p>3 避難道路及び橋梁の被災状況</p>		警察署	<p>1 家屋の倒壊状況</p> <p>2 死者・負傷者等の状況</p> <p>3 主要道路・高速道路・橋梁及び交通機関の状況</p>		

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>4—避難の必要の有無及び状況</p> <p>5—救急告示医療機関等の診療状況</p> <p>6—その他消防活動上必要な情報</p> <p>警察署</p> <p>1 家屋の倒壊状況</p> <p>2 死者・負傷者等の状況</p> <p>3 主要道路・高速道路・橋梁及び交通機関の状況</p> <p>4 市民の避難状況</p> <p>5 電気・水道・ガス・通信施設の状況</p> <p>6 救出救助活動の状況</p> <p>7 その他警察活動上必要な情報</p> <p>その他の防災関係機関</p> <p>防災関係機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、既にとった措置、今後とろうとする措置、その他必要事項について、市に報告する。</p>	<p>4 市民の避難状況</p> <p>5 電気・水道・ガス・通信施設の状況</p> <p>6 救出救助活動の状況</p> <p>7 その他警察活動上必要な情報</p> <p>消防署、消防団</p> <p>1 消防活動状況</p> <p>2 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況</p> <p>3 避難道路及び橋梁の被災状況</p> <p>4 避難の必要の有無及び状況</p> <p>5 救急告示医療機関等の診療状況</p> <p>6 その他消防活動上必要な情報</p> <p>その他の防災関係機関</p> <p>防災関係機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、既にとった措置、今後とろうとする措置、その他必要事項について、市に報告する。</p>	
風-94	(2) 被害状況の集約【危機管理班】	(2) 被害状況等の集約【危機管理班】	
	(3) 都への被害情報の概括的報告【危機管理班】	(3) 都への被害情報の概括的報告【危機管理班】	
	【都への報告内容・方法】	【都への報告内容・方法】	
	<p>報告すべき事項</p> <p>1 災害の原因</p> <p>2 災害が発生した日時</p> <p>3 災害が発生した場所又は地域</p> <p>4 被害状況</p> <p>5 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置</p> <p>6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類</p> <p>7 その他必要な事項</p> <p>報告の方法</p> <p>原則として、災害情報システム(D I S)の入力による。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。</p>	<p>報告すべき事項</p> <p>1 災害の原因</p> <p>2 災害が発生した日時</p> <p>3 災害が発生した場所又は地域</p> <p>4 被害状況</p> <p>5 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置</p> <p>6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類</p> <p>7 その他必要な事項</p> <p>報告の方法</p> <p>原則として、D I Sの入力による。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。</p>	
風-95	第4節 災害時の広報及び広聴活動	第4節 災害時の広報及び広聴活動	
	■■■■ 応急対策 ■■■■	■■■■ 応急対策 ■■■■	
	1 広報活動 市	1 広報活動 市	
	(4) 被害状況・応急対策に関する広報【広報班】	(4) 被害状況・応急対策に関する広報【広報班】	
	ア 被害等の状況	ア 被害等の状況	
	(略)	(略)	
	カ 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）	カ 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）	

Page	旧文書	新文書	備考																								
		<u>キ 水道施設の被害状況や復旧状況、応急給水の実施状況、住民への協力要請等</u>																									
		<u>ク 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等</u>																									
		<u>ケ 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等</u>																									
風-96	(5) 支援情報等の広報【広報班】	(5) 支援情報等の広報【広報班】																									
	ア 市民等の安否（避難所、一時滞在施設ごとの避難者数、行方不明者等）	ア 市民等の安否（避難所、一時滞在施設ごとの避難者数、行方不明者等）																									
	イ 災害用伝言ダイヤルの利用	イ 災害用伝言ダイヤルの利用																									
	ウ デマ情報 の防止、警戒状況の情報	ウ <u>誤った情報の抑制</u> 、警戒状況の情報																									
	(6) 広報手段【広報班】	(6) 広報手段【広報班】																									
	以下の媒体等を活用して広報を実施する。	以下の媒体等を活用して広報を実施する。																									
	<table border="1"> <tr> <td>市防災行政無線（同報系）</td> <td>屋外子局による同時放送を行う。</td> </tr> <tr> <td>(株) エフエム西東京 (株) ジェイコム東京</td> <td>協定に基づき放送要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>広報車</td> <td>1 原則として市の庁用車を使用する。 2 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。</td> </tr> <tr> <td>その他広報手段</td> <td>1 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 2 ホームページ、SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 3 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。</td> </tr> <tr> <td>避難所等における広報</td> <td>1 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 2 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。</td> </tr> <tr> <td>その他の市施設における広報</td> <td>1 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 2 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。</td> </tr> </table>	市防災行政無線 （同報系）	屋外子局による同時放送を行う。	(株) エフエム西東京 (株) ジェイコム東京	協定に基づき放送要請を行う。	広報車	1 原則として市の庁用車を使用する。 2 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。	その他広報手段	1 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 2 ホームページ、SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 3 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。	避難所等における広報	1 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 2 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。	その他の市施設における広報	1 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 2 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。	<table border="1"> <tr> <td>市防災行政無線</td> <td>屋外子局による同時放送を行う。</td> </tr> <tr> <td>(株) エフエム西東京 (株) ジェイコム東京</td> <td>協定に基づき放送要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>広報車</td> <td>1 原則として市の庁用車を使用する。 2 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。</td> </tr> <tr> <td>その他広報手段</td> <td>1 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 2 ホームページ、<u>市</u>SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 3 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。</td> </tr> <tr> <td>避難所等における広報</td> <td>1 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 2 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。</td> </tr> <tr> <td>その他の市施設における広報</td> <td>1 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 2 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。</td> </tr> </table>	市防災行政無線	屋外子局による同時放送を行う。	(株) エフエム西東京 (株) ジェイコム東京	協定に基づき放送要請を行う。	広報車	1 原則として市の庁用車を使用する。 2 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。	その他広報手段	1 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 2 ホームページ、 <u>市</u> SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 3 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。	避難所等における広報	1 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 2 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。	その他の市施設における広報	1 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 2 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。	
市防災行政無線 （同報系）	屋外子局による同時放送を行う。																										
(株) エフエム西東京 (株) ジェイコム東京	協定に基づき放送要請を行う。																										
広報車	1 原則として市の庁用車を使用する。 2 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。																										
その他広報手段	1 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 2 ホームページ、SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 3 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。																										
避難所等における広報	1 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 2 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。																										
その他の市施設における広報	1 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 2 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。																										
市防災行政無線	屋外子局による同時放送を行う。																										
(株) エフエム西東京 (株) ジェイコム東京	協定に基づき放送要請を行う。																										
広報車	1 原則として市の庁用車を使用する。 2 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。																										
その他広報手段	1 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 2 ホームページ、 <u>市</u> SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 3 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。																										
避難所等における広報	1 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 2 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。																										
その他の市施設における広報	1 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 2 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。																										
	(7) 要配慮者への広報【広報班】	(7) 要配慮者への広報【広報班】																									
	要配慮者には、消防団・地域の防災市民組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供する。	要配慮者には、消防団・地域の防災市民組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供する。																									
		<u>また、都の支援を得て、被災外国人に対して、外国人が必要とする情報の提供を行う。</u>																									
風-98	4 被災者相談窓口の設置	4 被災者相談窓口の設置																									
	市、関係機関	市、関係機関																									
	(1) 相談窓口の開設【広報班、関係機関】	(1) 相談窓口の開設【広報班、関係機関】																									

Page	旧文書	新文書	備考
	(略) なお、相談窓口の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決定する。	(略) なお、相談窓口の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を考慮して決定する。	
	(2) 相談内容【広報班、各班、関係機関】	(2) 相談内容【広報班、各班、関係機関】	
	① 上水道・下水道の修理に関する事。 ② 要配慮者対策等の福祉に関する事。 ③ 罹災証明の発行に関する事。 ④ 災害弔慰金等の支給に関する事。 ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。 ⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関する事。 ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事。 ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関する事。 ⑨ その他生活再建に関する事。	① 上水道・下水道の修理に関する事。 ② 要配慮者対策等の福祉に関する事。 ③ 罹災証明書の交付に関する事。 ④ 災害弔慰金等の支給に関する事。 ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。 ⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関する事。 ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事。 ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関する事。 ⑨ その他生活再建に関する事。	
風-100	第3章 水防対策	第3章 水防対策	
風-101	第1節 水防機関の活動	第1節 水防機関の活動	
	■■■■ 応急対策 ■■■■	■■■■ 応急対策 ■■■■	
	1 水防機関の活動	1 水防機関の活動	
	本部長（市長）、市、消防署、消防団、警察署	本部長（市長）、市、消防署、消防団、警察署	
	(1) 市の活動内容【本部長（市長）、危機管理班、上下水道班】	(1) 市の活動内容【本部長（市長）、危機管理班、上下水道班】	
風-102	(略)	(略)	
	居住者の水防義務	居住者の水防義務	
	水防のためやむを得ない必要があるとき、本部長（市長）は、その区域内の居住者又は現場に いる 者を して 作業に従事させる。	水防のためやむを得ない必要があるとき、本部長（市長）は、その区域内の居住者又は現場に ある 者を作業に従事させる。	
	警察官の出動要請	警察官の出動要請	
	水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序又は保全維持のために、本部長（市長）は、警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。	水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序又は保全維持のために、本部長（市長）は、警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。	
風-103	(3) 消防団の活動内容【消防団】	(3) 消防団の活動内容【消防団】	
	消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り、各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする	消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り、各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする	
	(略) (略)	(略) (略)	

Page	旧文書		新文書		備考
	出動の指示	1 団長は、以下の状況の場合に市長及び消防署長と協議し、必要な分団に出動を指示する。 ア 風水害の発生するおそれがあると認められるとき若しくは風水害が発生したとき イ 分団から上記アの通報を受けたとき ウ 消防署長から出動の要請を受けたとき (略)	出動の指示	1 団長は、以下の状況の場合に市長及び消防署長と協議し、必要な分団に出動を指示する。 ア 風水害の発生するおそれがあると認められるとき又は風水害が発生したとき イ 分団から上記アの通報を受けたとき ウ 消防署長から出動の要請を受けたとき (略)	
	監視及び警戒	気象情報等により分団管轄区域内に水防上危険であると認められるとき、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずる。	監視及び警戒	気象情報等により分団管轄区域内に水防上危険であると認められるとき、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずる。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
風-106	第4章 警備・交通規制		第4章 警備・交通規制		
	災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行う。		災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持を行う。		
風-109	第5章 医療救護等対策		第5章 医療救護等対策		
風-110	第1節 初動医療体制		第1節 初動医療体制		
	応急対策		応急対策		
	1 初動期の医療救護活動	市、都、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、消防署、防災関係機関	1 初動期の医療救護活動	市、都、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、消防署、防災関係機関	
風-111	(2) 医療救護活動【救命救護健康班】		(2) 医療救護活動【救命救護健康班】		
	救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともにEMIS等を用いて北多摩北部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。		救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握するとともに、EMIS等を用いて北多摩北部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。		
風-112	【発災後の連携体制】		【発災後の連携体制】		

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>※公社：公益財団法人東京都保健医療公社</p>		
風-113	(3) 災害医療コーディネーターの活動【救命救護健康班、都（福祉保健局）、市医師会、医療機関】	(3) 災害医療コーディネーターの活動【救命救護健康班、都（保健医療局）、市医師会、医療機関】	
風-115	(6) 医療救護班等の業務【救命救護健康班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会】	(6) 医療救護班等の業務【救命救護健康班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会】	
	医療救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、できるだけ災害拠点病院への転送ルートにのせるように努める。	医療救護班は、市災害医療コーディネーターが一元化した医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、災害拠点病院への転送ルートにのせるように努める。	
	救命救護健康班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。	救命救護健康班は、医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。	
風-116	(7) 応援要請【救命救護健康班、都（福祉保健局）】	(7) 応援要請【救命救護健康班、都（保健医療局）】	
	イ 災害医療派遣チーム（「東京DMA T」※）応援要請	イ 災害医療派遣チーム（「東京DMA T」※）応援要請	
	多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（「東京DMA T」）の派遣を、消防署が警防本部を通じて都福祉保健局へ要請する。	多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（「東京DMA T」）の派遣を、消防署が警防本部を通じて都保健医療局へ要請する。	
風-117	2 負傷者等の搬送体制 市、都、医療機関、消防署	2 負傷者等の搬送体制 市、都、医療機関、消防署	
	救命救護健康班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都福祉保健局と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。	救命救護健康班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都保健医療局と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。	
	【東京都災害拠点病院】	【東京都災害拠点病院】	

Page	旧文書							新文書							備考		
	二次医療圏	名称	所在地	電話番号	病床数(床)	へリ	三次	二次医療圏	名称	所在地	電話番号	病床数(床)	へリ	三次			
	北多摩北部	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461 -0052	518		○	北多摩北部	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461 -0052	485		○			
		東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396 -3811	344				東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396 -3811	337					
		佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461 -1535	183				佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461 -1535	183					
		国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491 -2111	522				国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491 -2111	522					
風-118	第2節 保健衛生、防疫体制							第2節 保健衛生、防疫体制									
	応急対策							応急対策									
	1 保健衛生活動		市、都、保健所、医療機関					1 保健衛生活動		市、都、保健所、医療機関							
	(1) 被災者の健康維持活動【救命救護健康班、医療機関】							(1) 被災者の健康維持活動【救命救護健康班、医療機関】									
	都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。							都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に避難所生活環境において、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。									
	(2) 保健活動【救命救護健康班、学校避難所班、福祉避難所班、保健所】							(2) 保健活動【救命救護健康班、学校避難所班、福祉避難所班、保健所】									
	救命救護健康班は、保健師・管理栄養士その他必要な職種を避難所等に派遣し、震災時における避難所での健康相談や指導等の健康対策を実施する。また、必要に応じて保健所に支援を要請する。避難所内の個人スペースの確保や地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。							救命救護健康班は、保健師・管理栄養士その他必要な職種を避難所等に派遣し、健康相談や指導等の健康対策を実施する。また、必要に応じて保健所に支援を要請し、避難所内の個人スペースの確保や地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。									
風-119	避難所を管理運営する学校避難所班、福祉避難所班等は、避難所における衛生管理を行い、感染症発生時には、避難所等からの発生の報告により保健所が疫学調査及び感染拡大防止対策の指導・支援を行う。市単独では対応が困難な場合は、保健活動班の派遣を保健所と検討し、都に応援要請を行う。							避難所を管理運営する学校避難所班、福祉避難所班等は、避難所における衛生管理を行い、感染症発生時には、避難所等の報告により保健所が疫学調査及び感染拡大防止対策の指導・支援を行う。市単独では対応が困難な場合は、保健活動班の派遣を保健所と検討し、都に応援要請を行う。									
	(3) 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（福祉保健局）】							(3) 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（保健医療局）】									
	(略) 救命救護健康班は、東京DPAT、保健師チーム等と連携し、被災市民に対する相談体制を確立する。							(略) 救命救護健康班は、東京DPAT、保健師チーム等と連携し、被災市民に対する相談体制を確立する。必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。									
	(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応【救命救護健康班、都（福祉保健局）】							(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応【救命救護健康班、都（保健医療局）】									

Page	旧文書	新文書	備考
	(6) 透析患者等への対応【救命救護健康班、都（ 福祉保健局 ）】	(6) 透析患者等への対応【救命救護健康班、都（ 保健医療局 ）】	
	救命救護健康班は、透析医療機関の稼働状況等の情報を、都（ 福祉保健局 ）から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。	救命救護健康班は、透析医療機関の稼働状況等の情報を、都 保健医療局 から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。	
風-120	(8) 避難所の衛生管理【学校避難所班、福祉避難所班】	(8) 避難所の衛生管理【学校避難所班、福祉避難所班】	
	学校避難所班及び福祉避難所班は、必要に応じ、都 福祉保健局 等と協力し、次のとおり避難所の衛生管理指導を実施する。	学校避難所班及び福祉避難所班は、必要に応じ、都 保健医療局 等と協力し、次のとおり避難所の衛生管理指導を実施する。	
	ア 市民の避難所への適正誘導及び受入れ並びに過密状況を把握する。	ア 市民の避難所への適正誘導及び受入れ並びに過密状況を把握する。	
	イ 土足禁止区域・ 喫煙（分煙） 区域を設定する。	イ 土足禁止区域を設定する。	
	(10) 放射線使用施設の応急措置【救命救護健康班】	(10) 放射線使用施設の応急措置【救命救護健康班・ 環境班 】	
	医療施設の管理者から、放射線障害の発生又は発生のおそれについて通報があった場合は、都（ 福祉保健局 ）、保健所、警察署及び消防署と連携して危険拡大の防止に努める。	医療施設の管理者から、放射線障害の発生又は発生のおそれについて通報があった場合は、都（ 保健医療局 ）、保健所、警察署及び消防署と連携して危険拡大の防止に努める。	
風-121	(11) 毒劇物対策【 環境班 】	(11) 毒劇物対策【 環境班 】	
	環境班 は、建物倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等が発生した場合に、保健所が 消防署 、警察署、関係機関等と連携して行う事業者への指導、中和剤による除毒作業（除外作業）の指示及び被災住民等への立入禁止措置に係る情報提供等の安全管理に協力する。	環境班 は、建物倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等が発生した場合に、保健所が警察署、 消防署 、関係機関等と連携して行う事業者への指導、中和剤による除毒作業（除外作業）の指示及び被災住民等への立入禁止措置に係る情報提供等の安全管理に協力する。	
風-122	復旧対策	復旧対策	
	1 防疫活動 市、都	1 防疫活動 市、都	
	健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都 福祉保健局 と緊密な連携を図りながら、防疫活動を実施する。	健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都 保健医療局 と緊密な連携を図りながら、防疫活動を実施する。	
	(2) 都への連絡【 環境保全課 、 健康課 】	(2) 都への連絡【 健康課 、 環境保全課 】	
	環境保全課及び 健康課 は、防疫活動が必要な被災戸数及び防疫活動の実施状況について、都 福祉保健局 に対し、迅速に連絡する。	健康課 及び 環境保全課 は、防疫活動が必要な被災戸数及び防疫活動の実施状況について、都 保健医療局 に対し、迅速に連絡する。	
	(3) 協力要請【 健康課 、 環境保全課 】	(3) 協力要請【 健康課 、 環境保全課 】	
	健康課及び 環境保全課 は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力が十分でない場合は、都 福祉保健局 又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。	健康課及び 環境保全課 は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力が十分でない場合は、都 保健医療局 又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。	
	(4) 飲料水等の安全確保【 環境保全課 、 健康課 、都（ 福祉保健局 ）】	(4) 飲料水等の安全確保【 環境保全課 、 健康課 、都（ 保健医療局 ）】	
風-123	(6) 感染症対策【 健康課 、各課】	(6) 感染症対策【 健康課 、各課】	

Page	旧文書	新文書	備考
	健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療→感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。	健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等の感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。	
	また、市は、感染症の流行状況等を踏まえた予防接種を実施する。		
風-124	第3節 医薬品・医療資器材の供給	第3節 医薬品・医療資器材の供給	
	応急対策	応急対策	
	1 医薬品・医療資器材の備蓄・供給 市、都、市薬剤師会、医療機関	1 医薬品・医療資器材の備蓄・供給 市、都、市薬剤師会、医療機関	
	(1) 医薬品等の調達・確保【救命救護健康班】	(1) 医薬品等の調達・確保【救命救護健康班】	
	【市が使用する医薬品等の調達手順】	【市が使用する医薬品等の調達手順】	
	<p>※ 原則として市区町村が卸売業者に発注するが、市区町村における調達が困難な場合には、都へ要請する。</p> <p>市の備蓄品を使用する。 災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、市災害薬事センターや薬局等へ調達を依頼する。</p> <p>市での調達が不可能な場合</p> <p>市が卸売販売業者から調達する。 市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は市災害薬事センターがとりまとめる）。</p> <p>都が卸売販売業者から調達する。 市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。</p> <p>卸売販売業者が医薬品等を納入する。 卸売販売業者は、市災害薬事センターへ納品する。</p>	<p>※ 原則として市区町村が卸売業者に発注するが、市区町村における調達が困難な場合には、都へ要請する。</p> <p>災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、市災害薬事センターや薬局等へ提供を依頼する。</p> <p>市での調達が不可能な場合</p> <p>市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は市災害薬事センターがとりまとめる）。 市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。</p> <p>卸売販売業者は、市災害薬事センターへ納品する。<u>（原則、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ納品する。）</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
風-125	(3) 市災害薬事コーディネーターの業務【救命救護健康班、都（ 福祉保健局 ）、市薬剤師会、医療機関】	(3) 市災害薬事コーディネーターの業務【救命救護健康班、都（ 保健医療局 ）、市薬剤師会、医療機関】	
風-126	2 血液製剤の確保 都、医療機関	2 血液製剤の確保 都、医療機関	
	【血液製剤の供給体制】	【血液製剤の供給体制】	
	<p> 市 (災害対策本部) 都 (災害対策本部) 福祉保健局 他道府県 各医療機関 献血供給事業団 東京都赤十字血液センター (日赤東京都支部) 他道府県血液センター (他道府県日赤支部) 国民 献血 血液製剤要請の流れ 血液製剤供給の流れ </p>	<p> 市 (災害対策本部) 都 (災害対策本部) 保健医療局 他道府県 各医療機関 献血供給事業団 東京都赤十字血液センター (日赤東京都支部) 他道府県血液センター (他道府県日赤支部) 国民 献血 血液製剤要請の流れ 血液製剤供給の流れ </p>	
風-127	第5節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い	第5節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い	
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>	

Page	旧文書	新文書	備考																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 (市災害対策本部)</td> <td></td> <td></td> <td>○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請</td> <td>○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施</td> <td></td> <td>○火葬の実施</td> </tr> <tr> <td>都 (福祉保健局)</td> <td></td> <td></td> <td>○検案班の派遣 ○遺体の検案の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td></td> <td></td> <td>○行方不明者の搜索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市 (市災害対策本部)			○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請	○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容					○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施		○火葬の実施	都 (福祉保健局)			○検案班の派遣 ○遺体の検案の実施			警察署			○行方不明者の搜索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 (市災害対策本部)</td> <td></td> <td></td> <td>○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請</td> <td>○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施</td> <td></td> <td>○火葬の実施</td> </tr> <tr> <td>都 (保健医療局)</td> <td></td> <td></td> <td>○検案班の派遣 ○遺体の検案の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td></td> <td></td> <td>○行方不明者の搜索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市 (市災害対策本部)			○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請	○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容					○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施		○火葬の実施	都 (保健医療局)			○検案班の派遣 ○遺体の検案の実施			警察署			○行方不明者の搜索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施			
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																																										
市 (市災害対策本部)			○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請	○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容																																																											
			○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施		○火葬の実施																																																										
都 (福祉保健局)			○検案班の派遣 ○遺体の検案の実施																																																												
警察署			○行方不明者の搜索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施																																																												
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																																										
市 (市災害対策本部)			○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請	○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容																																																											
			○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施		○火葬の実施																																																										
都 (保健医療局)			○検案班の派遣 ○遺体の検案の実施																																																												
警察署			○行方不明者の搜索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施																																																												
風-128	応急対策	応急対策																																																													
	1 行方不明者の搜索	市	1 行方不明者の搜索	市																																																											
	行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署、消防署、自衛隊等に要請を行う。		行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署、消防署、自衛隊等に市及び都が協力して行う。																																																												
	救出支援班は、防災関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。搜索期間は災害発生日から10日以内とする。この期間を超えて搜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。		救出支援班は、防災関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。搜索期間は災害発生日から10日以内とする。この期間を超えて搜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。																																																												
	なお、搜索に要した経費については、国庫負担となる。																																																														
	2 遺体の収容及び検視・検案	市、都、警察署、市医師会、市歯科医師会	2 遺体の収容及び検視・検案	市、都、警察署、市医師会、市歯科医師会																																																											
	(2) 遺体の搬送【救出支援班、都(総務局)】		(2) 遺体の搬送【救出支援班、都(総務局)】																																																												
	遺族等による搬送が困難な遺体は、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。搬送の際は、状況に応じて作業員の雇上げや、都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。		遺族等による搬送が困難な遺体は、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。搬送の際は、状況に応じて、都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。																																																												
	(3) 遺体の収容【救出支援班、都(福祉保健局)】		(3) 遺体の収容【救出支援班、都(保健医療局)】																																																												
	ア 遺体収容所		ア 遺体収容所																																																												

Page	旧文書	新文書	備考				
	<p>遺体の収容所は、総合体育館に開設するとともに、都福祉保健局及び警察署へ開設状況を報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。</p> <p>遺体収容所が不足した際は、被災地最寄りの寺院等から選定・協議し、開設する。</p>	<p>遺体の収容所は、総合体育館に開設するとともに、都保健医療局及び警察署へ開設状況を報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。</p> <p>遺体収容所が不足した際は、被災地最寄りの寺院等から選定・協議し、開設する。</p>					
風-129	<p>(4) 遺体取扱の流れ【救出支援班】</p>	<p>(4) 遺体取扱の流れ【救出支援班】</p>					
	<p>(5) 検視・検案【救出支援班、都（福祉保健局）、警察署】</p> <p>ア 都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。</p>	<p>(5) 検視・検案【救出支援班、都（保健医療局）、警察署】</p> <p>ア 都保健医療局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。</p>					
風-130	<p>(6) 遺体の身元確認【警察署】</p> <p>警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に市に引き継ぐ。おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。</p>	<p>(6) 遺体の身元確認【警察署】</p> <p>警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に市に引き継ぐ。おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。<u>警察署は、市に引き継いだ後も身元調査は継続する。</u></p>					
	<table border="1"> <tr> <td>3 遺体の引渡し及び火葬等</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>遺体の引渡し及び火葬等については、市が都、関係機関等の協力を得て行う。</p>	3 遺体の引渡し及び火葬等	市	<table border="1"> <tr> <td>3 遺体の引渡し及び火葬等</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>遺体の引渡し及び火葬等については、市が警察署、都、関係機関等の協力を得て行う。</p>	3 遺体の引渡し及び火葬等	市	
3 遺体の引渡し及び火葬等	市						
3 遺体の引渡し及び火葬等	市						
風-131	<p>(3) 火葬【救出支援班、安否確認班】</p> <p>警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過</p>	<p>(3) 火葬【救出支援班、安否確認班】</p> <p>遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。</p>					

Page	旧文書	新文書	備考																
	後も身元不明の場合は救出支援班により火葬し、 身元が判明次第引き渡す。 遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。																		
風-132	第6章 避難者対策	第6章 避難者対策																	
風-133	第1節 避難誘導	第1節 避難誘導																	
	応急対策	応急対策																	
	1 避難誘導 市、都、警察署、消防署、教育委員会	1 避難誘導 市、都、警察署、消防署、教育委員会																	
	ア 自主避難	ア 自主避難																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の指導を行い、要配慮者等は、自主的に指定された施設に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	市	災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。	警察署	災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の指導を行い、要配慮者等は、自主的に指定された施設に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。	市民	自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の指導を行い、要配慮者等は、自主的に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	市	災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。	警察署	災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の指導を行い、要配慮者等は、自主的に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。	市民	自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。	
機関	内容																		
市	災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。																		
警察署	災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の指導を行い、要配慮者等は、自主的に指定された施設に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。																		
市民	自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。																		
機関	内容																		
市	災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。																		
警察署	災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の指導を行い、要配慮者等は、自主的に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。																		
市民	自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。																		
	イ 避難情報の発令	イ 避難情報の発令																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> 1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難情報を発令する。この場合、本部長（市長）は直ちに都知事に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 3 大雨による土砂災害発生危険度が高まり、都及び気象庁から土砂災害警戒情報等が発表された場合、本部長（市長）は、市内の土砂災害危険箇所に警戒区域を設定し、当該箇所の市民に対し避難指示を発令する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	市	1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難情報を発令する。この場合、本部長（市長）は直ちに都知事に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 3 大雨による土砂災害発生危険度が高まり、都及び気象庁から土砂災害警戒情報等が発表された場合、本部長（市長）は、市内の土砂災害危険箇所に警戒区域を設定し、当該箇所の市民に対し避難指示を発令する。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> 1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難情報を発令する。この場合、本部長（市長）は直ちに都知事に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 3 大雨による土砂災害発生危険度が高まり、都及び気象庁から土砂災害警戒情報等が発表された場合、本部長（市長）は、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行ったうえで、市内の土砂災害警戒区域等に警戒区域を設定し、当該箇所の市民に対し避難指示を発令する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	市	1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難情報を発令する。この場合、本部長（市長）は直ちに都知事に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 3 大雨による土砂災害発生危険度が高まり、都及び気象庁から土砂災害警戒情報等が発表された場合、本部長（市長）は、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行ったうえで、市内の土砂災害警戒区域等に警戒区域を設定し、当該箇所の市民に対し避難指示を発令する。	(略)	(略)					
機関	内容																		
市	1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難情報を発令する。この場合、本部長（市長）は直ちに都知事に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 3 大雨による土砂災害発生危険度が高まり、都及び気象庁から土砂災害警戒情報等が発表された場合、本部長（市長）は、市内の土砂災害危険箇所に警戒区域を設定し、当該箇所の市民に対し避難指示を発令する。																		
(略)	(略)																		
機関	内容																		
市	1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難情報を発令する。この場合、本部長（市長）は直ちに都知事に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 3 大雨による土砂災害発生危険度が高まり、都及び気象庁から土砂災害警戒情報等が発表された場合、本部長（市長）は、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行ったうえで、市内の土砂災害警戒区域等に警戒区域を設定し、当該箇所の市民に対し避難指示を発令する。																		
(略)	(略)																		
風-135	第2節 避難所等の指定、開設・管理運営	第2節 避難所等の指定、開設・管理運営																	

Page	旧文書					新文書					備考
	応急対策					応急対策					
	1 避難所等の開設時期		市			1 避難所等の開設時期		市			
	避難所等は下表の開設時期に基づいて、開設される。					避難所等は下表の開設時期に基づいて、開設される。					
	種別		開設時期			種別		開設時期			
	避難所		避難情報を発令する際に開設する。			避難所		避難情報を発令する際に開設する。			
	福祉避難所		一般の避難所での生活が困難な要配慮者に対し、災害対策本部の要請に基づき、開設する。			福祉避難所		一般の避難所での生活が困難な要配慮者に対し、災害対策本部の要請に基づき、開設する。			
	土砂災害警戒区域専用避難所		各種気象情報等から土砂災害の発生が懸念される場合等において、開設する。			土砂災害警戒区域専用避難所		各種気象情報等から土砂災害の発生が懸念される場合等において、開設する。			
	自主避難所		各種気象情報等から風雨が強まることが懸念される場合等において、開設する。			自主避難所		各種気象情報等から風雨が強まることが懸念される場合等において、開設する。			
						<u>一時滞在施設</u>		<u>公共交通機関が運航停止し、帰宅困難者が発生した場合等において、開設する。</u>			
	<避難所> (令和3年9月現在)					<避難所> (令和6年1月現在)					
	番号	施設名	所在地	収容人数 ^{**2} (人)	浸水深 ^{**3} (m)	番号	施設名	所在地	収容人数 ^{**2} (人)	浸水深 ^{**3} (m)	
	1	田無小学校	田無町4-5-21	1,251	0.1—0.5	1	田無小学校	田無町4-5-21	<u>1,558</u>	0.1—0.5	
	2	保谷小学校	保谷町1-3-35	952	0.1—0.5	2	保谷小学校	保谷町1-3-35	<u>966</u>	0.1—0.5	
	3	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	877	-	3	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	<u>987</u>	-	
	4	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	1,134	0.1—0.5	4	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	<u>1,053</u>	0.1—0.5	
	5	谷戸小学校	緑町3-1-1	1,162	0.1—0.5	5	谷戸小学校	緑町3-1-1	<u>949</u>	0.1—0.5	
	6	東伏見小学校	東伏見6-1-28	1,018	1.0—2.0 ^{**1}	6	東伏見小学校	東伏見6-1-28	<u>966</u>	1.0—2.0 ^{**1}	
	7	中原小学校	ひばりが丘2-6-25	1,535	0.1—0.5	7	中原小学校	ひばりが丘2-6-25	<u>1,532</u>	0.1—0.5	
	8	向台小学校	向台町2-1-1	1,221	0.1—0.5	8	向台小学校	向台町2-1-1	<u>1,133</u>	0.1—0.5	
	9	碧山小学校	中町5-11-4	1,102	0.5—1.0 ^{**1}	9	碧山小学校	中町5-11-4	<u>975</u>	0.5—1.0 ^{**1}	
	10	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	956	0.1—0.5	10	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	<u>864</u>	0.1—0.5	
	11	栄小学校	栄町2-10-9	1,098	-	11	栄小学校	栄町2-10-9	<u>1,060</u>	-	
	12	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	1,087	-	12	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	<u>1,042</u>	-	
	13	東小学校	東町6-2-33	879	0.1—0.5	13	東小学校	東町6-2-33	<u>1,024</u>	0.1—0.5	
	14	柳沢小学校	南町2-12-37	924	0.1—0.5	14	柳沢小学校	南町2-12-37	<u>1,041</u>	0.1—0.5	
	15	上向台小学校	向台町6-7-28	1,536	-	15	上向台小学校	向台町6-7-28	<u>1,315</u>	-	
	16	本町小学校	保谷町1-14-23	945	0.1—0.5	16	本町小学校	保谷町1-14-23	<u>840</u>	0.1—0.5	
	17	住吉小学校	住吉町5-2-1	929	-	17	住吉小学校	住吉町5-2-1	<u>838</u>	-	
	18	けやき小学校	芝久保町5-7-1	1,399	1.0—2.0 ^{**1}	18	けやき小学校	芝久保町5-7-1	<u>1,483</u>	1.0—2.0 ^{**1}	
	19	田無第一中学校	南町6-9-37	1,270	-	19	田無第一中学校	南町6-9-37	<u>1,166</u>	-	
	20	保谷中学校	保谷町1-17-4	1,758	0.1—0.5	20	保谷中学校	保谷町1-17-4	<u>1,377</u>	0.1—0.5	

Page	旧文書				新文書				備考		
	21	田無第二中学校	北原町2-9-1	970	0.1—0.5	21	田無第二中学校	北原町2-9-1	959	0.1—0.5	
	22	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	1,938	0.1—0.5	22	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	1,515	0.1—0.5	
	23	田無第三中学校	西原町3-4-1	988	0.1—0.5	23	田無第三中学校	西原町3-4-1	978	0.1—0.5	
	24	青嵐中学校	北町2-13-17	1,905	-	24	青嵐中学校	北町2-13-17	1,742	-	
	25	柳沢中学校	柳沢3-8-22	1,064	0.1—0.5	25	柳沢中学校	柳沢3-8-22	970	0.1—0.5	
	26	田無第四中学校	向台町2-14-9	1,399	0.1—0.5	26	田無第四中学校	向台町2-14-9	1,063	0.1—0.5	
	27	明保中学校	東町1-1-24	1,201	0.1—0.5	27	明保中学校	東町1-1-24	1,005	0.1—0.5	
	28	東京都立田無高等学校	向台町5-4-34	995	0.1—0.5	28	東京都立田無高等学校	向台町5-4-34	995	0.1—0.5	
	29	東京都立保谷高等学校	住吉町5-8-23	1,023	1.0—2.0 ^{*1}	29	東京都立保谷高等学校	住吉町5-8-23	986	1.0—2.0 ^{*1}	
	30	東京都立田無工業高等学校	向台町1-9-1	920	0.1—0.5	30	東京都立田無工科高等学校	向台町1-9-1	920	0.1—0.5	
	31	武蔵野大学	新町1-1-20	1,985	3.0—5.0 ^{*1}	31	武蔵野大学	新町1-1-20	1,985	3.0—5.0 ^{*1}	
	32	日本文華学園	西原町4-5-85	168	0.5—1.0 ^{*1}	32	日本文華学園	西原町4-5-85	168	0.5—1.0 ^{*1}	
	合計 (32箇所)				37,589	-	合計 (32箇所)				
風-136					<一時滞在施設> (令和6年1月現在)						
					番号	施設名	所在地	収容人数 (人)			
					1	コール田無	田無町3-7-2	343			
					2	南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」	南町5-6-5	608			
					3	谷戸公民館・図書館	谷戸町1-17-2	247			
					4	芝久保公民館・図書館	芝久保町5-4-48	246			
					5	柳沢公民館・図書館	柳沢1-15-1	323			
					6	保谷駅前公民館・図書館	東町3-14-30	371			
					7	ひばりが丘図書館	ひばりが丘1-2-1	50			
					8	ひばりが丘公民館	ひばりが丘2-3-4	181			
					合計 (8箇所)				2,369		
<p>※有効面積は各施設の延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡当たり2人で算定した（「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を参考）。なお、図書館は3.3㎡当たり1人とした。</p> <p>※一時滞在施設は、施設の安全性や利用状況、被害状況等を確認した上で開設可否を決定するため、全ての施設が開設されない場合がある。</p>											
風-137	<福祉避難所> (令和3年9月現在)				<福祉避難所> (令和6年1月現在)						
	番号	施設名	所在地	浸水深 (m) ^{*2}	番号	施設名	所在地	浸水深 (m) ^{*2}			
	1	田無総合福祉	田無町5-5-12	-	1	田無総合福祉セ	田無町5-5-12	-			
	2	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町3-23-8	-	2	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町3-23-8	-			
	(略)				(略)						
風-138	3 自主避難所の開設・運営			市	3 自主避難所の開設・運営			市			

Page	旧文書	新文書	備考																		
	学校避難所班を中心に被災市民対策チームからあらかじめ指定された職員（以下「避難所配置職員」という。）は、自主避難所の開設が決定された場合には、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。	<u>初動要員</u> は、自主避難所の開設が決定された場合には、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。																			
	(1) 自主避難所の開設	(1) 自主避難所の開設・ <u>運営</u>																			
	避難所配置職員は、施設管理者と連携し、各避難所を開設する。	避難所配置職員は、施設管理者と連携し、各避難所を開設・ <u>運営</u> する。																			
風-139	(6) <u>自主避難所の運営</u>																				
	避難所配置職員は、自主避難所を運営する。																				
	(7) 自主避難所の閉鎖	(6) 自主避難所の閉鎖																			
	4 避難所の開設	4 避難所の開設																			
	市	市																			
	市は、災害等の状況により開設する避難所を選定する。学校避難所班及び学校連絡調整班は、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。 なお、勤務時間外にあっては初動要員が実施する。	市は、災害等の状況により開設する避難所を選定する。学校避難所班及び学校連絡調整班は、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。																			
	※初動要員については、「地震・火山編」第2部第4章第1節を参照																				
	(1) 避難所の開設方法【学校避難所班、学校連絡調整班】	(1) 避難所の開設方法【学校避難所班、学校連絡調整班】																			
	避難所配置職員は、施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難所を開設する。	避難所配置職員 <u>及び初動要員</u> は、施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難所を開設する。																			
風-140	5 避難所の運営	5 避難所の運営																			
	市、市民	市、市民																			
	避難所は、市と避難してきた市民等の避難者との協働により運営を行う。以下に避難所における役割を示す。	避難所は、市と避難してきた市民等の避難者との協働により運営を行う。以下に避難所における役割を示す。																			
	<table border="1"> <tr> <td>避難所運営組織（避難者）</td> <td>運営代表者、運営主体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ➊ 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出する。 ➋ 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、<u>女性や要配慮者の</u>視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。 </td> </tr> <tr> <td>学校避難所班</td> <td>運営支援</td> <td>食料や生活必需品の調達等を行う。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア従事者</td> <td>運営補助</td> <td>避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。</td> </tr> </table>	避難所運営組織（避難者）	運営代表者、運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ➊ 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出する。 ➋ 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、<u>女性や要配慮者の</u>視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。 	学校避難所班	運営支援	食料や生活必需品の調達等を行う。	ボランティア従事者	運営補助	避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。	<table border="1"> <tr> <td>避難所運営組織（避難者）</td> <td>運営代表者、運営主体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>避難所運営組織は、防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会と避難者からなる組織をいう。</u> 2 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出する。 3 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、<u>年齢や性別、障害の有無等、多様な</u>視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。 </td> </tr> <tr> <td>学校避難所班</td> <td>運営支援</td> <td>食料や生活必需品の調達等を行う。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア従事者</td> <td>運営補助</td> <td>避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。</td> </tr> </table>	避難所運営組織（避難者）	運営代表者、運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>避難所運営組織は、防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会と避難者からなる組織をいう。</u> 2 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出する。 3 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、<u>年齢や性別、障害の有無等、多様な</u>視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。 	学校避難所班	運営支援	食料や生活必需品の調達等を行う。	ボランティア従事者	運営補助	避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。	
避難所運営組織（避難者）	運営代表者、運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ➊ 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出する。 ➋ 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、<u>女性や要配慮者の</u>視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。 																			
学校避難所班	運営支援	食料や生活必需品の調達等を行う。																			
ボランティア従事者	運営補助	避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。																			
避難所運営組織（避難者）	運営代表者、運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>避難所運営組織は、防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会と避難者からなる組織をいう。</u> 2 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出する。 3 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、<u>年齢や性別、障害の有無等、多様な</u>視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。 																			
学校避難所班	運営支援	食料や生活必需品の調達等を行う。																			
ボランティア従事者	運営補助	避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。																			

Page	旧文書	新文書	備考
		者	
	(1) 避難所の運営【市民、学校避難所班】	(1) 避難所の運営【市民、学校避難所班】	
	イ 食料、生活必需品の調達・供給	イ 食料、生活必需品の調達・供給	
	学校避難所班は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、衛生用品その他物資の必要数を物資調整班に報告し、必要物資を調達する。 到着した食料や物資を受け取った場合、運営代表者はその都度、避難所物品受払簿に記入の上、配布する。	学校避難所班は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、衛生用品その他物資の必要数を物資調整班に報告し、必要物資を調達する。	
風-141	キ プライバシーの保護	キ プライバシーの保護	
	運営代表者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の性別等も踏まえ、プライバシー確保に留意する。 (更衣室や授乳室等の確保)。	運営代表者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の性別等も踏まえ、 <u>更衣室や授乳室等の確保など</u> プライバシー確保に留意する。	
風-142		<u>サ ボランティアの受け入れ</u>	
		<u>市災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを受け入れる。</u>	
		<u>シ 避難者の移動</u>	
		<u>災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館、ホテル、都立施設、国施設や民間施設等の活用を検討し、それらへの移動を避難者に促す。</u>	
	<u>サ</u> 避難所の設置・維持の適否の検討	<u>ス</u> 避難所の設置・維持の適否の検討	
	避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。	避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。	
	(2) 要配慮者への配慮【学校避難所班、市民】	(2) 要配慮者への配慮【学校避難所班、市民】	
	要配慮者に対し以下の点に留意し、配慮に努める。	要配慮者に対し以下の点に留意し、配慮に努める。	
		<u>ア 障害者の意思疎通が行えるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立するよう努める。</u>	
	<u>イ</u> 市は、避難所を開設した場合、ボランティア等の協力を得て要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。	<u>イ</u> 市は、避難所を開設した場合、ボランティア等の協力を得て要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。	
	<u>イ</u> 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。	<u>ウ</u> 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。	
	また、必要に応じて、避難所から福祉避難所への <u>移動</u> を検討する。	また、必要に応じて、避難所から福祉避難所への <u>移送</u> を検討する。	
	<u>ウ</u> 市は、上記調査等を実施する場合、運営代表者等と協議を行う。	<u>エ</u> 市は、上記調査等を実施する場合、運営代表者等と協議を行う。	
	(3) 開設が長期化する場合の避難所の運営【学校避難所班、救命救護健康班、市民】	(3) 開設が長期化する場合の避難所の運営【学校避難所班、救命救護健康班、市民】	

Page	旧文書	新文書	備考				
風-143	<p>ウ 保健・衛生対策</p> <p>(キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難所の利用や避難所内に個別スペースを設置）</p> <p>エ 避難所の統廃合</p> <p>施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。</p>	<p>ウ 保健・衛生対策</p> <p>(キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難所への移送検討や避難所内に個別スペースを設置）</p> <p>エ <u>避難者の移転等</u></p> <p>施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合や避難者の移転先を検討する。また、状況によって公共施設等を避難所として開設することを検討する。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td>6 福祉避難所の開設</td> <td>市</td> </tr> </table>	6 福祉避難所の開設	市	<table border="1"> <tr> <td>6 福祉避難所の開設</td> <td>市</td> </tr> </table>	6 福祉避難所の開設	市	
6 福祉避難所の開設	市						
6 福祉避難所の開設	市						
風-144	<p>(2) 福祉避難所の開設方法【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】</p> <p>福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は、施設管理者と協力し相談員を手配した上で各福祉避難所を開設する。施設利用者の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保できた時点で福祉避難所を開設する。</p> <p>(4) 介護・福祉サービス提供【福祉避難所班】</p> <p>(5) 関係機関への通知【危機管理班】</p> <p>危機管理班は、福祉避難所を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等、関係機関に連絡する。</p>	<p>(2) 福祉避難所の開設方法【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】</p> <p>福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は、施設管理者と協力し、施設利用者の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保できた時点で福祉避難所を開設する。</p> <p>(4) 介護・福祉サービス提供【福祉避難所班、<u>安否確認班、子育て支援班</u>】</p> <p>(5) 関係機関への通知【危機管理班】</p> <p>危機管理班は、福祉避難所を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都保健医療局及び警察署、消防署等、関係機関に連絡する。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td>8 動物救護</td> <td>市、都、関係機関</td> </tr> </table>	8 動物救護	市、都、関係機関	<table border="1"> <tr> <td>8 動物救護</td> <td>市、都、関係機関</td> </tr> </table>	8 動物救護	市、都、関係機関	
8 動物救護	市、都、関係機関						
8 動物救護	市、都、関係機関						
	<p>(1) 動物の保護【都（福祉保健局）、関係機関】</p>	<p>(1) 動物の保護【都（保健医療局）、関係機関】</p>					
風-145	<p>(2) 避難所における動物の適正な飼養【環境班、学校避難所班、都（福祉保健局）】</p>	<p>(2) 避難所における動物の適正な飼養【環境班、学校避難所班、都（保健医療局）】</p>					
風-146	<p>第3節 被災者の他地区への移送・受入れ</p> <p>■■■■ 応 急 対 策 ■■■■</p> <table border="1"> <tr> <td>1 避難者の移送等</td> <td>市、本部長（市長）、都</td> </tr> </table> <p>(2) 市外への移送【本部長（市長）、物資輸送班、危機管理班】</p> <p>ア 本部長（市長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。なお、隣接協定都市の長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。</p> <p>(3) 市外からの受入れ【本部長（市長）、危機管理班】</p>	1 避難者の移送等	市、本部長（市長）、都	<p>第3節 被災者の他地区への移送・受入れ</p> <p>■■■■ 応 急 対 策 ■■■■</p> <table border="1"> <tr> <td>1 避難者の移送等</td> <td>市、本部長（市長）、都</td> </tr> </table> <p>(2) 市外への移送【本部長（市長）、物資輸送班、危機管理班】</p> <p>ア 本部長（市長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都保健医療局）に要請する。なお、隣接協定都市の長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。</p> <p>(3) 市外からの受入れ【本部長（市長）、危機管理班】</p>	1 避難者の移送等	市、本部長（市長）、都	
1 避難者の移送等	市、本部長（市長）、都						
1 避難者の移送等	市、本部長（市長）、都						

Page	旧文書	新文書	備考																																																
	<p style="text-align: center;">【移送先の決定】</p>	<p style="text-align: center;">【移送先の決定】</p>																																																	
風-147	第4節 要配慮者の安全確保	第4節 要配慮者の安全確保																																																	
	＜発災前の活動の流れ＞	＜発災前の活動の流れ＞																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目安 時間の</th> <th>5日前～ 4日前</th> <th>4日前～ 2日前</th> <th>3日前～ 1日前</th> <th>24～8 時間前</th> <th>12～3 時間前</th> <th>発災直前</th> <th>発災直後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（災害対策本部）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者名簿の用意 ○土砂災害警戒区域等危険区域に居住する要支援者の抽出 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難の呼びかけ広報 ○早期避難（自主避難） ○避難支援の実施 ○避難状況の集約 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目安 時間の	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	市（災害対策本部）		<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者名簿の用意 ○土砂災害警戒区域等危険区域に居住する要支援者の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約 								<ul style="list-style-type: none"> ○避難の呼びかけ広報 ○早期避難（自主避難） ○避難支援の実施 ○避難状況の集約 					<table border="1"> <thead> <tr> <th>目安 時間の</th> <th>5日前～ 4日前</th> <th>4日前～ 2日前</th> <th>3日前～ 1日前</th> <th>24～8 時間前</th> <th>12～3 時間前</th> <th>発災直前</th> <th>発災直後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（災害対策本部）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の用意 ○土砂災害警戒区域等危険区域に居住する要支援者の抽出 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難の呼びかけ広報 ○早期避難（自主避難） ○避難支援の実施 ○避難状況の集約 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目安 時間の	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	市（災害対策本部）		<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の用意 ○土砂災害警戒区域等危険区域に居住する要支援者の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約 								<ul style="list-style-type: none"> ○避難の呼びかけ広報 ○早期避難（自主避難） ○避難支援の実施 ○避難状況の集約 					
目安 時間の	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後																																												
市（災害対策本部）		<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者名簿の用意 ○土砂災害警戒区域等危険区域に居住する要支援者の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約 																																																
			<ul style="list-style-type: none"> ○避難の呼びかけ広報 ○早期避難（自主避難） ○避難支援の実施 ○避難状況の集約 																																																
目安 時間の	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後																																												
市（災害対策本部）		<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の用意 ○土砂災害警戒区域等危険区域に居住する要支援者の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約 																																																
			<ul style="list-style-type: none"> ○避難の呼びかけ広報 ○早期避難（自主避難） ○避難支援の実施 ○避難状況の集約 																																																
風-148	応急対策	応急対策																																																	
	1 要配慮者の安全確保	市、避難支援等関係者																																																	
	(1) 要配慮者への避難情報の伝達【安否確認班、福祉避難所班、子育て支援班】																																																		
	イ 情報伝達手段																																																		
	(ア) 聴覚障害者																																																		
	市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、 西東京市 安全・安心いーなメール、 スマートフォン用アプリ（いこいーな西東京ナビ） 、ケーブルテレビ放送	市ホームページ、インターネット（電子メール・ 市 SNS等）、安全・安心いーなメール、ケーブルテレビ放送（J-COM）等																																																	

Page	旧文書	新文書	備考
	(J-COM) 等		
風-149	(2) 避難行動要支援者の避難支援【避難支援等関係者】	(2) 避難行動要支援者の避難支援【避難支援等関係者】	
	避難支援等関係者は、避難行動要支援者個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。	避難支援等関係者は、避難行動要支援者個別 避難 計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。	
	(4) 被災した要配慮者への支援活動【福祉避難所班、子育て支援班】	(4) 被災した要配慮者への支援活動【福祉避難所班、 <u>安否確認班</u> 、子育て支援班】	
風-150	キ 情報提供	キ 情報提供	
	健康福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者等に対し する 居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。	健康福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者等に対し して 居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。	
	(5) 医療等の体制【救命救護健康班、都（ <u>福祉保健局</u> ）】	(5) 医療等の体制【救命救護健康班、都（ <u>保健医療局</u> ）】	
	(6) 食料等の確保【物資調整班】	(6) 食料等の確保【物資調整班】	
	物資調整班は、 トラック、即席めん、アルファ化米のほか 、アレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。	物資調整班は、アレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。	
風-151	2 社会福祉施設等との連携 市、消防署	2 社会福祉施設等との連携 市、消防署	
	(3) 福祉避難所の応急対策【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】	(3) 福祉避難所の応急対策【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】	
	イ 施設利用に支障 がある 場合は、仮設間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。	イ 施設利用に支障 を来す 場合は、仮設間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。	
	3 外国人支援対策 市、都	3 外国人支援対策 市、都	
	物資輸送班、ボランティア班は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び市災害ボランティアセンター等と協力的な情報提供に努める。	物資輸送班、ボランティア班は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び市災害ボランティアセンター等と協力的な情報提供に努める。	
	また、都（生活文化局）が開設する外国人災害時情報センター、東京都防災（語学）ボランティア等との協力も併せて行う。	また、都（生活文化 <u>スポーツ</u> 局）が開設する外国人災害時情報センター、東京都防災（語学）ボランティア等との協力も併せて行う。	
	【外国人災害時情報センターの主な業務】	【外国人災害時情報センターの主な業務】	
	① 外国人が必要とする情報の収集・提供 ② 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ③ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣	① 外国人が必要とする情報の収集・提供 ② 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ③ 東京都防災（語学）ボランティア <u>システムを活用した東京都防災（語学）ボランティア</u> の派遣	
	【外国人災害時情報センター】	【外国人災害時情報センター】	

Page	旧文書	新文書	備考				
風-152		<p style="color: red; text-align: center;"> 東京防災（語学）ボランティアアシストシステム導入の影響範囲 </p>					
風-153	<p>第7章 物流・備蓄・輸送対策</p> <p>第1節 飲料水の供給</p> <p style="text-align: center;">応急対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 給水基準</td> <td style="width: 80%;">市</td> </tr> </table> <p>(2) 給水量【上下水道班】</p> <p>市及び都は、所管の地域についてそれぞれ給水計画を確立し、一体となって被災住民に対し飲料水の供給を行う。</p> <p>給水量は、必要最小限として1日一人3 リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。</p>	1 給水基準	市	<p>第7章 物流・備蓄・輸送対策</p> <p>第1節 飲料水の供給</p> <p style="text-align: center;">応急対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 給水基準</td> <td style="width: 80%;">市</td> </tr> </table> <p>(2) 給水量【上下水道班】</p> <p>市及び都は、所管の地域についてそれぞれ給水計画を確立し、一体となって被災住民に対し飲料水の供給を行う。</p> <p>給水量は、必要最小限として1日一人3 <u>L</u>を確保するものとし、状況に応じて増量する。</p>	1 給水基準	市	
1 給水基準	市						
1 給水基準	市						

Page	旧文書					新文書					備考	
風-154	活動時期	経過日数	1日1人当たりの目標水量(用途)	主な給水方法	住民の運搬距離	活動時期	経過日数	1日1人当たりの目標水量(用途)	主な給水方法	住民の運搬距離		
	初動活動期	発災直後 (3日後まで)	3 リットル (飲料水)	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2 km	初動活動期	発災直後 (3日後まで)	3 <u>L</u> (飲料水)	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2 km		
	応急活動期											
	復旧活動期	復旧初期 (おおむね 10日後まで)	3~20 リットル (炊事・洗濯等の最低生活用水)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	250m ~ 2 km	復旧初期 (おおむね 10日後まで)	3~20 <u>L</u> (炊事・洗濯等の最低生活用水)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	250m ~ 2 km			
		復旧中期 (おおむね 20日後まで)	20~100 リットル (3日に1回の風呂・洗濯・トイレ1日1回)			100~250m	復旧中期 (おおむね 20日後まで)			20~100 <u>L</u> (3日に1回の風呂・洗濯・トイレ1日1回)		100~250m
		復旧後期 (おおむね 30日後まで)	100 ~250 リットル (震災前のレベルまで限りなく近づける)				宅地内設置の仮設給水栓~ 100m			復旧後期 (おおむね 30日後まで)		
※3 リットル /人・日とは、生命維持に必要な最低水量					※3 <u>L</u> /人・日とは、生命維持に必要な最低水量							
2 給水態勢		市、都			2 給水態勢		市、都					
(1) 給水活動【上下水道班、都水道局(給水管理事務所)】					(1) 給水活動【上下水道班、都水道局(給水管理事務所)】							
給水活動は、市と都水道局とがそれぞれの役割分担に従い、協力して実施する。なお、市内3箇所(保谷町給水所、 西東京栄町配水所 、芝久保給水所)の給水拠点は、水道局職員の参集を待たずに応急給水を行うことができる。					給水活動は、市と都水道局とがそれぞれの役割分担に従い、協力して実施する。なお、市内3箇所(西東京栄町配水所、 <u>保谷町給水所</u> 、芝久保給水所)の給水拠点は、水道局職員の参集を待たずに応急給水を行うことができる。							
項目		内容			項目		内容					
都水道局(給水管理事務所)の役割		1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点(保谷町給水所、 西東京栄町配水所 、芝久保給水所)において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。			都水道局(給水管理事務所)の役割		1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点(西東京栄町配水所、 <u>保谷町給水所</u> 、芝久保給水所)において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。					
(略)		(略)			(略)		(略)					
風-155	(2) 応急給水方法【上下水道班、都水道局(給水管理事務所)】					(2) 応急給水方法【上下水道班、都水道局(給水管理事務所)】						
上下水道班は、都水道局等と連携し、被害状況等を踏まえ、被災者へ以下の方法で給水活動を行う。なお、給水活動では、(3) 給水留意点 に基づき、優先順位の検討や要配					上下水道班は、都水道局等と連携し、被害状況等を踏まえ、被災者へ以下の方法で給水活動を行う。なお、給水活動では、(3) 給水留意点に基づき、優先順位の検討や要配慮							

Page	旧文書		新文書		備考
	慮者への配慮、広報を実施し、市民が混乱なく動けるよう努める。		者への配慮、広報を実施し、市民が混乱なく動けるよう努める。		
		方法	備考		
	1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。	1	備蓄ペットボトル飲料水の配布 即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。
	2	芝久保給水所、保谷町給水所 、西東京栄町配水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。	2	西東京栄町配水所、 保谷町給水所 、芝久保給水所から直接給水（1次給水拠点） 給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。
		(略)			(略)
	6	運搬給水	運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設（1次給水拠点）において給水を実施し、その後2次給水拠点（震災用井戸を除く。）を經由して、第3次給水拠点（避難所に簡易貯水槽を設置）まで、水を運搬する。 市は、西東京市水友会へ、積込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。	6	運搬給水 運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設（1次給水拠点）において給水を実施し、その後2次給水拠点（震災用井戸を除く。）を經由して、第3次給水拠点（避難所に簡易貯水槽を設置）まで、水を運搬する。 市は、西東京市水友会へ、積込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。
		1次給水拠点	芝久保給水所、保谷町給水所 、西東京栄町配水所		1次給水拠点 西東京栄町配水所、 保谷町給水所 、芝久保給水所
		2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽		2次給水拠点 災害対策用受水槽、市施設の受水槽
		3次給水拠点	避難所		3次給水拠点 避難所
		(略)			(略)
風-156	(4) 水の安全確保【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）、都（福祉保健局）】		(4) 水の安全確保【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）、都（保健医療局）】		
風-157	第2節 食料・生活必需品等の供給		第2節 食料・生活必需品等の供給		
	■■■■ 応 急 対 策 ■■■■		■■■■ 応 急 対 策 ■■■■		
	1 食料・生活必需品等の確保体制の構築	市	1 食料・生活必需品等の確保体制の構築	市	
風-158	(2) 食料の調達【物資調整班】		(2) 食料の調達【物資調整班】		
	炊き出し等の体制が整うまでの間、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。		炊き出し等の態勢が整うまでの間、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。		
	市は、道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出しを行うとともに、高齢者等の多様な食料需要に対応するため、協定に基づく米穀等の調達、事業者の協力を得て弁当・おにぎりなどを調達する。		市は、道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出しを行うとともに、高齢者等の多様な食料需要に対応するため、協定に基づく米穀等の調達、事業者の協力を得て弁当・おにぎりなどを調達する。		

Page	旧文書		新文書		備考
	米穀等の調達	1 発災後およそ4日目を以降、避難所等の体制が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。 2 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。 3 生鮮食料品は、JA等から調達する。	米穀等の調達	1 発災後およそ4日目を以降、避難所等の態勢が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。 2 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。 3 生鮮食料品は、JA等から調達する。	
	国・都への調達要請	1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、都災害情報システム(D-I-S)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 2 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により都災害情報システム(D-I-S)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	国・都への調達要請	1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都保健医療局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 2 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都保健医療局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	
	調整粉乳等の備蓄	被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3日分）及び都（4日分）で確保する。	調整粉乳等の備蓄	被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3日分）及び都（4日分）で確保する。	
	(3) 生活必需品の調達【物資調整班】		(3) 生活必需品の調達【物資調整班】		
	生活必需品の調達	1 「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。 2 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。 3 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、都災害情報システム(D-I-S)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 4 調達品については、原則として協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。	生活必需品の調達	1 「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。 2 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。 3 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都保健医療局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 4 調達品については、原則として協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。	
風-159	2 食料・生活必需品等の供給・貸与	市、都	2 食料・生活必需品等の供給・貸与	市、都	
	被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。食料・生活必需品等の配分方法については、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等を検討する。		被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。食料・生活必需品等の配分方法については、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等を検討する。		
	炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に要請する。		炊き出し等の態勢が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に要請する。		
	(1) 食料の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】		(1) 食料の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】		
	供給計画	物資調整班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。	供給計画	物資調整班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握し、調達・供給計画の作成を行う。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

Page	旧文書	新文書	備考																				
	<table border="1"> <tr> <td>炊き出し方法</td> <td>1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 2 避難所担当職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>供給留意点</td> <td>1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。</td> </tr> </table>	炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て 実施する。 2 避難所担当 職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。	(略)	(略)	供給留意点	1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。	<table border="1"> <tr> <td>炊き出し方法</td> <td>1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て円滑に実施するよう努める。 2 市職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>供給留意点</td> <td>1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。 3 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。</td> </tr> </table>	炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て 円滑に実施するよう努める。 2 市 職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。	(略)	(略)	供給留意点	1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。 3 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。									
炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て 実施する。 2 避難所担当 職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。																						
(略)	(略)																						
供給留意点	1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。																						
炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て 円滑に実施するよう努める。 2 市 職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。																						
(略)	(略)																						
供給留意点	1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。 3 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。																						
	※災害救助法及び災害救助法施行細則については、資料編を参照																						
風-160	(2) 生活必需品の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】	(2) 生活必需品の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】																					
	<table border="1"> <tr> <td>供給計画</td> <td>物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量の把握、調達、供給計画の作成を行う。</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の輸送</td> <td>物資輸送班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難所等へ輸送する。</td> </tr> <tr> <td>生活必需品供給の対象者</td> <td>住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法に定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の内容</td> <td>被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉）</td> </tr> <tr> <td>供給留意点</td> <td>1 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。 2 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。 3 生活必需品等の供給状況を随時、危機管理班に報告する。</td> </tr> </table>	供給計画	物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量の把握、調達、 供給計画 の作成を行う。	生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難所等へ輸送する。	生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。 被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法に定めるところによる。	生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、 ちり紙 、歯ブラシ、歯磨き粉）	供給留意点	1 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。 2 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。 3 生活必需品等の供給状況を随時、危機管理班に報告する。	<table border="1"> <tr> <td>供給計画</td> <td>物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量を把握し、調達・供給計画の作成を行う。</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の輸送</td> <td>物資輸送班は、備蓄の毛布等を備蓄倉庫から搬出して避難所等へ輸送する。</td> </tr> <tr> <td>生活必需品供給の対象者</td> <td>住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の内容</td> <td>被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、<u>ティッシュペーパー</u>、歯ブラシ、歯磨き粉）</td> </tr> <tr> <td>供給留意点</td> <td>1 被災世帯に対する生活必需品の供給・配布は、原則として災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。 3 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。</td> </tr> </table>	供給計画	物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量を把握し、調達・供給計画の作成を行う。	生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を 備蓄 倉庫から 搬出して 避難所等へ輸送する。	生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。	生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、 <u>ティッシュペーパー</u> 、歯ブラシ、歯磨き粉）	供給留意点	1 被災世帯に対する生活必需品の供給・配布は、原則として災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。 3 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。	
供給計画	物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量の把握、調達、 供給計画 の作成を行う。																						
生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難所等へ輸送する。																						
生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。 被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法に定めるところによる。																						
生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、 ちり紙 、歯ブラシ、歯磨き粉）																						
供給留意点	1 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。 2 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。 3 生活必需品等の供給状況を随時、危機管理班に報告する。																						
供給計画	物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量を把握し、調達・供給計画の作成を行う。																						
生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を 備蓄 倉庫から 搬出して 避難所等へ輸送する。																						
生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。																						
生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、 <u>ティッシュペーパー</u> 、歯ブラシ、歯磨き粉）																						
供給留意点	1 被災世帯に対する生活必需品の供給・配布は、原則として災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。 3 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。																						
	※災害救助法及び災害救助法施行細則については、資料編を参照																						
風-161	第3節 輸送車両等の確保	第3節 輸送車両等の確保																					
	応急対策																						
	1 車両の確保	市																					
	施設・車両班は、独自に調達計画を立てる。 所要 車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。	施設・車両班は、独自に調達計画を立てる。 使用 車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。																					

Page	旧文書	新文書	備考
	2 緊急通行車両等の確認 市、警察署	2 緊急通行車両等の確認 市、警察署	
	(1) 緊急通行車両等の種類【施設・車両班】	(1) 緊急通行車両等の種類【施設・車両班】	
	ア 避難情報の発令に使用されるもの	ア <u>災害発生の際の警報の発令及び伝達並びに避難の指示に使用されるもの</u>	
	オ 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの	オ 施設及び設備の <u>点検</u> 、応急復旧に使用されるもの	
	カ 清掃、防疫その他 <u>の生活環境の保全及び公衆衛生</u> に使用されるもの	カ 清掃、防疫その他 <u>保健衛生</u> に使用されるもの	
	ケ その他災害発生の際の防衛又は拡大の防止 <u>のための措置</u> に使用されるもの	ケ その他災害発生の際の防衛又は拡大の防止 <u>並びに軽減を図る</u> ための措置に使用されるもの	
	(2) <u>確認手続等</u> 【施設・車両班、警察署】	(2) <u>緊急通行車両等の確認</u> 【施設・車両班、警察署】	
	ア 事前届出		
	施設・車両班は、被災時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行う。		
	警察署は、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。		
	イ 緊急通行車両等の確認		
	(ア)届出済証の交付を受けている車両の確認手続	<u>ア 届出済証の交付を受けている車両の確認手続</u>	
	警察署は、届出済証の提出により「緊急通行車両等確認申請書」（以下「確認申請書」という。）を作成させるが審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。	<u>施設・車両班は、警察に届出済証を提示するとともに、「緊急通行車両確認申出書」を提出し、標章及び証明書の交付を受ける。</u>	
	(イ)届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続	<u>イ 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続</u>	
	警察署は、確認申請書を作成させるとともに、疎明資料（契約書、協定書、伝票等）により緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。	<u>施設・車両班は、警察に対して、緊急通行車両等確認申出書その他添付書類を提出する。</u>	
		<u>ウ 地震発生後の届出</u>	
		<u>災害時の協定・契約締結している車両については、緊急通行車両等確認申出書、協定書・契約書の写しのほか添付書類を警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。</u>	
風-162	(4) 車両の運用【施設・車両班】	(4) 車両の運用【施設・車両班】	
	車両の運用は施設・車両班が行い、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。通行禁止道路通行許可証は、車両前面の見やすい位置に掲示し、標章 <u>及び緊急通行車両確認証明証</u> は、車両に備え付ける。	車両の運用は施設・車両班が行い、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。通行禁止道路通行許可証は、車両前面の見やすい位置に掲示し、標章は、車両に備え付ける。	

Page	旧文書	新文書	備考																																																												
	4 航空輸送の確保 市	4 航空輸送の確保 市																																																													
	(1) 輸送活動の確立【危機管理班】	(1) 輸送活動の確立【危機管理班】																																																													
	危機管理班は、都と連携するとともに、 消防署 、警察署、自衛隊等の協力を得て航空機による緊急輸送活動の確立を図る。	危機管理班は、都と連携するとともに、警察署、 消防署 、自衛隊等の協力を得て航空機による緊急輸送活動の確立を図る。																																																													
	(2) 輸送基地の確保【危機管理班】	(2) 輸送基地の確保【危機管理班】																																																													
	あらかじめ設定している 災害時用ヘリポート のほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、消防署、 警察署 、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを選定する。	あらかじめ設定している 緊急離着陸場（ヘリポート） のほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、 警察署 、消防署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを選定する。																																																													
風-163	第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理 ・ 障害物の除去・災害廃棄物処理	第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理 ・ 障害物の除去・災害廃棄物処理																																																													
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td></td> <td>○生活用水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置</td> <td>○仮設トイレの管理・し尿処理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td></td> <td></td> <td>○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施</td> <td>○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市（市災害対策本部）		○生活用水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理						○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施						○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施			関係機関			○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td></td> <td>○生活用水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置</td> <td>○仮設トイレの管理・し尿処理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○災害廃棄物処理実行計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td></td> <td></td> <td>○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施</td> <td>○災害廃棄物処理実行計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市（市災害対策本部）		○生活用水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理						○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施						○災害廃棄物処理 実行 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施			関係機関			○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理 実行 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施		
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																																										
市（市災害対策本部）		○生活用水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理																																																												
			○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施																																																												
			○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施																																																												
関係機関			○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施																																																											
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																																										
市（市災害対策本部）		○生活用水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理																																																												
			○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施																																																												
			○災害廃棄物処理 実行 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施																																																												
関係機関			○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理 実行 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施																																																											
	第1節 ごみ処理	第1節 ごみ処理																																																													
	■■■■ 応急対策 ■■■■	■■■■ 応急対策 ■■■■																																																													
	1 ごみ処理 市、都、柳泉園組合	1 ごみ処理 市、都、柳泉園組合																																																													
	(1) ごみ収集処理計画の 作成 【環境班、関係機関】	(1) ごみ収集処理計画の 策定 【環境班、関係機関】																																																													
	市内の被災状況やボランティアの活動予定を踏まえ、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ収集処理計画を速やかに策定する。	市内の被災状況やボランティアの活動予定を踏まえ、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ収集処理計画を速やかに策定する。																																																													

Page	旧文書	新文書	備考
	(2) ごみ処理対策【環境班、都（環境局、総務局）、柳泉園組合】	(2) ごみ処理対策【環境班、都（環境局、総務局）、柳泉園組合】	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理する。	
風-164	また、柳泉園組合（処理施設）は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとるとともに、市は必要に応じて調整・支援を都へ要請する。	また、柳泉園組合（処理施設）は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとるとともに、市は必要に応じて調整・支援を都へ要請する。	
		<u>さらに、市は必要に応じて、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係業界団体、自衛隊、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による調整・支援を都へ要請する。</u>	
風-165	第2節 トイレの確保及びし尿処理	第2節 トイレの確保及びし尿処理	
	応 急 対 策	応 急 対 策	
	1 トイレの確保及びし尿処理 市、事業所、事業者、市民	1 トイレの確保及びし尿処理 市、事業所、事業者、市民	
	(1) 初期対応【環境班、上下水道班】	(1) 初期対応【環境班、上下水道班】	
	生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。	生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。	
	なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。	なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。	
	各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿 収集 計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（清瀬水再生センター）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。	各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿 処理 計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（清瀬水再生センター）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。	
		<u>確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合、都に支援を要請する。都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・支援要請を行う。</u>	
	(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】	(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】	
	イ 事業所・家庭等	イ 事業所・家庭等	
	(ア) ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。	(ア) ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。	
	(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。	(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。	
	(ウ) 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄 （災害用トイレ） を活用する。	(ウ) 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄を活用する。	
風-167	第3節 災害廃棄物処理	第3節 災害廃棄物処理	

Page	旧文書	新文書	備考
	応 急 対 策	応 急 対 策	
	2 ボランティア等との連携による廃棄物処理 市	2 ボランティア等との連携による廃棄物処理 市	
	環境班は、市社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	環境班は、市社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	
		<u>また、市が収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請を行った場合、都は地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) 等への応援要請及び調整を行う。市が対応できない場合に市の支援要請に応じて、自衛隊の支援を求める。</u>	
	3 災害廃棄物処理 市、都、都建設事務所、関係機関	3 災害廃棄物処理 市、都、都建設事務所、関係機関	
	(1) 初期対応【環境班、 上下水道班 、都（環境局）、関係機関】	(1) 初期対応【環境班、都（環境局）、関係機関】	
	最終処分量の削減を図るため、風水害による建物の倒壊・流出により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を図る。	最終処分量の削減を図るため、風水害による建物の倒壊・流出により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を図る。	
	関係各部は、関係機関と協力し、災害廃棄物処理に必要となる情報を把握し、災害廃棄物処理計画を策定する。	関係各部は、関係機関と協力し、災害廃棄物処理に必要となる情報を把握し、災害廃棄物処理 実行 計画を策定する。	
	策定した災害廃棄物処理マニュアル及び災害廃棄物処理計画に準じて災害廃棄物処理を実施する。	策定した災害廃棄物処理マニュアル及び災害廃棄物処理 実行 計画に準じて災害廃棄物処理を実施する。	
	ア 臨時集積地への仮置き	ア 臨時集積地への仮置き	
	多量の災害廃棄物が発生した場合は、公園等の 集積場所 候補地から臨時集積地を選定し、仮置きするとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。	多量の災害廃棄物が発生した場合は、公園等の 仮置場 候補地から臨時集積地を選定し、仮置きするとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。	
風-168	(2) 災害廃棄物の除去・処理【環境班、道路班、上下水道班、 都（環境局）、都建設事務所、関係機関】	(2) 災害廃棄物の除去・処理【環境班、道路班、上下水道班、 都（環境局）、都建設事務所、関係機関】	
	イ 災害廃棄物処理	イ 災害廃棄物処理	
	【災害廃棄物処理の基本的流れ】	【災害廃棄物処理の基本的流れ】	

Page	旧文書	新文書	備考
風-169			
風-170	<p>第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策</p>	<p>第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策</p>	
	<p>第1節 水道施設</p>	<p>第1節 水道施設</p>	
風-171	<p>応急対策</p>	<p>応急対策</p>	
	<p>1 活動態勢 市、都</p>	<p>1 活動態勢 市、都</p>	
	<p>(2) 市職員の活動態勢【上下水道班】</p>	<p>(2) 市職員の活動態勢【上下水道班】</p>	
	<p>上下水道班は、必要な人員、不足する車両及び資器材等について、西東京市水友会へ応援を要請する。</p>	<p>上下水道班は、必要な人員、不足する車両及び資器材等について、西東京市水友会へ応援を要請する。</p>	
	<p>電話の不通や混乱が考えられるため、市防災行政無線（地域防災系）及び移動無線を活用し、応急連絡態勢の確立を図る。</p>	<p>電話の不通や混乱が考えられるため、市防災行政無線を活用し、応急連絡態勢の確立を図る。</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
風-173	復旧対策	復旧対策	
	1 水道施設の復旧対策 市、都	1 水道施設の復旧対策 市、都	
	(3) 管路の復旧計画【都（水道局）】	(3) 管路の復旧計画【都（水道局）】	
	ア 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。	ア 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所・ <u>配水所</u> の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。	
	(4) 広報の実施【秘書広報課、危機管理課】	(4) 広報の実施【秘書広報課、危機管理課】	
	危機管理課は、秘書広報課に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。		
	秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	
風-174	第2節 下水道施設	第2節 下水道施設	
風-175	復旧対策	復旧対策	
	1 下水道施設の復旧計画 市	1 下水道施設の復旧計画 市	
	下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。	下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。	
	ア 応急復旧に必要な人材、資器材等を確保する。	ア 応急復旧に必要な人材、資器材等を確保する。	
	イ 下水道施設の被害に対し、各施設の調査、点検を行い、緊急措置をとるとともに、 <u>管きよ</u> の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処する。	イ 下水道施設の被害に対し、各施設の調査、点検を行い、緊急措置をとるとともに、 <u>下水道管</u> の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処する。	
	オ 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線 <u>管きよ</u> 等の主要施設の復旧に努め、その後枝線 <u>管きよ</u> 、柵・取付管の復旧を行う。	オ 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線 <u>下水道管</u> 等の主要施設の復旧に努め、その後枝線 <u>下水道管</u> 、柵・取付管の復旧を行う。	
	また、危機管理課、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。		
	さらに、被災状況に応じ、東京都下水道局等と復旧対策に係る調整を行う。	<u>カ</u> 被災状況に応じ、東京都下水道局等と復旧対策に係る調整を行う。	
		また、危機管理課、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	
		都は、市の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。	
風-181	第10章 公共施設等の応急・復旧対策	第10章 公共施設等の応急・復旧対策	
風-187	第3節 社会公共施設等	第3節 社会公共施設等	

Page	旧文書	新文書	備考																														
	応 急 対 策	応 急 対 策																															
	1 社会公共施設等の応急対策 市、医療機関、社会福祉施設等、学校長、教育委員会	1 社会公共施設等の応急対策 市、医療機関、社会福祉施設等、学校長、教育委員会																															
	(1) 社会福祉施設等【都市計画班、救出支援班、医療機関、社会福祉施設等】	(1) 社会福祉施設等【都市計画班、救出支援班、医療機関、社会福祉施設等】																															
	(略) なお、施設独自での 応急危険度判定 復旧が困難である場合は、市及び防災関係機関に連絡し支援を要請する。風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。	(略) なお、施設独自での復旧が困難である場合は、市及び防災関係機関に連絡し支援を要請する。風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。																															
風-189	第 1 1 章 応急生活対策	第 1 1 章 応急生活対策																															
	第 1 節 被災宅地の危険度判定等	第 1 節 <u>住家の被害認定調査</u>																															
	〈発災後の活動の流れ〉	〈発災後の活動の流れ〉																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">機関</th> <th style="width: 10%;">発災 1時間</th> <th style="width: 10%;">1日</th> <th style="width: 10%;">3日</th> <th style="width: 10%;">1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市 市災害対策本部</td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> ○応急危険度判定等の実施 </div> <div style="text-align: center;"> → </div> <div style="text-align: center;"> ○住家の被害認定の実施 ○被災住宅の 応急修理の実施 ○応急仮設住宅の供給 ○市営住宅の 応急修理の 実施 </div> </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">都</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">○応急仮設住宅の供給</td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市 市災害対策本部	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> ○応急危険度判定等の実施 </div> <div style="text-align: center;"> → </div> <div style="text-align: center;"> ○住家の被害認定の実施 ○被災住宅の 応急修理の実施 ○応急仮設住宅の供給 ○市営住宅の 応急修理の 実施 </div> </div>				都	○応急仮設住宅の供給				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">機関</th> <th style="width: 10%;">発災 1時間</th> <th style="width: 10%;">1日</th> <th style="width: 10%;">3日</th> <th style="width: 10%;">1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市 市災害対策本部</td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> ○住家の被害認定の実施 ○被災住宅の 応急修理の実施 ○応急仮設住宅の供給 ○市営住宅の 応急修理の 実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">都</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">○応急仮設住宅の供給</td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市 市災害対策本部	○住家の被害認定の実施 ○被災住宅の 応急修理の実施 ○応急仮設住宅の供給 ○市営住宅の 応急修理の 実施				都	○応急仮設住宅の供給				
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																													
市 市災害対策本部	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> ○応急危険度判定等の実施 </div> <div style="text-align: center;"> → </div> <div style="text-align: center;"> ○住家の被害認定の実施 ○被災住宅の 応急修理の実施 ○応急仮設住宅の供給 ○市営住宅の 応急修理の 実施 </div> </div>																																
都	○応急仮設住宅の供給																																
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																													
市 市災害対策本部	○住家の被害認定の実施 ○被災住宅の 応急修理の実施 ○応急仮設住宅の供給 ○市営住宅の 応急修理の 実施																																
都	○応急仮設住宅の供給																																
風-190	応 急 対 策	応 急 対 策																															
	1 応急危険度判定の実施 市、都																																
	被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止するため、都と協力して被災建築物の応急危険度判定の実施に努める。																																
	(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、																																

Page	旧文書	新文書	備考										
	都（都市整備局）】												
	都市計画班及び救出支援班は、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。宅地については、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による応急危険度判定を実施する。												
	<table border="1"> <tr> <td>応急危険度判定作業の準備</td> <td>被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配</td> </tr> <tr> <td>調査の体制</td> <td>被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。</td> </tr> <tr> <td>応援要請（建築物）</td> <td>市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。</td> </tr> <tr> <td>応援要請（宅地）</td> <td>市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。</td> </tr> <tr> <td>判定結果の表示</td> <td>調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。</td> </tr> </table>	応急危険度判定作業の準備	被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配	調査の体制	被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。	応援要請（建築物）	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。	応援要請（宅地）	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。	判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。		
応急危険度判定作業の準備	被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配												
調査の体制	被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。												
応援要請（建築物）	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。												
応援要請（宅地）	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。												
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。												
	<table border="1"> <tr> <td>2 住家被害認定調査の実施</td> <td>市</td> </tr> </table>	2 住家被害認定調査の実施	市	<table border="1"> <tr> <td><u>1 住家被害認定調査の実施</u></td> <td>市</td> </tr> </table>	<u>1 住家被害認定調査の実施</u>	市							
2 住家被害認定調査の実施	市												
<u>1 住家被害認定調査の実施</u>	市												
	住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、救出支援班は適正な判定を実施する。また、住家被害認定調査について、市は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会等の関係機関の協力を得て行う。	住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、救出支援班は適正な判定を実施する。また、住家被害認定調査について、市は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会等の関係機関の協力を得て行う。											
	(1) 現地調査の実施【救出支援班、都市計画班】	(1) 現地調査の実施【救出支援班、都市計画班】											
	救出支援班及び都市計画班は、 応急危険度判定の結果を参考に 、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、内閣府が策定している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、住家被害認定調査を実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、 応急危険度判定の判定結果 等を活用するなど、適切な手法により実施する。	救出支援班及び都市計画班は、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、内閣府が策定している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、住家被害認定調査を実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。											
風-193	(2) 調査方法【救出支援班】	(2) 調査方法【救出支援班】											
	ア 住家被害認定調査実施前に、市民に対し、住家被害認定調査の実施意図や 応急危険度判定との違い 、実施する日程等の広報を行う。	ア 住家被害認定調査実施前に、市民に対し、住家被害認定調査の実施意図や実施する日程等の広報を行う。											

Page	旧文書	新文書	備考																				
風-194	復旧対策	復旧対策																					
	1 被災住宅の応急修理 市、都	1 被災住宅の応急修理 市、都																					
	市に災害救助法が適用され、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅需要の低減を図る。	市に災害救助法が適用され、住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅需要の低減を図る。																					
	<table border="1"> <tr> <td>応急修理の対象者</td> <td>床上浸水等により損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</td> </tr> <tr> <td>修理方法</td> <td>修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、(一社)東京建設業協会のあるせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に市区町村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。</td> </tr> <tr> <td>修理の範囲</td> <td>災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>修理の期間</td> <td>災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か3月以内に完了する。</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>1世帯当たりの限度額は、国の定める基準による。</td> </tr> </table>	応急修理の対象者	床上浸水等により損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。	修理方法	修理は、都が、 関係団体等と調整のうえ、(一社)東京建設業協会のあるせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に市区町村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。	修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。	修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から 1か 3 月以内に完了する。	経費	1世帯当たりの限度額は、国の定める基準による。	<table border="1"> <tr> <td>応急修理の対象者</td> <td>床上浸水等により損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</td> </tr> <tr> <td>修理方法</td> <td>修理は、都が、<u>応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市が、そのリストから業者を指定する。</u> また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。</td> </tr> <tr> <td>修理の範囲</td> <td>災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>修理の期間</td> <td>災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から3か月（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月）以内に完了する。</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>1世帯当たりの限度額は、国の定める基準による。</td> </tr> </table>	応急修理の対象者	床上浸水等により損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。	修理方法	修理は、都が、 <u>応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市が、そのリストから業者を指定する。</u> また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。	修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。	修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から 3か月 （国の災害対策本部が設置された災害においては 6ヶ月 ）以内に完了する。	経費	1世帯当たりの限度額は、国の定める基準による。	
応急修理の対象者	床上浸水等により損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。																						
修理方法	修理は、都が、 関係団体等と調整のうえ、(一社)東京建設業協会のあるせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に市区町村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。																						
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。																						
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から 1か 3 月以内に完了する。																						
経費	1世帯当たりの限度額は、国の定める基準による。																						
応急修理の対象者	床上浸水等により損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。																						
修理方法	修理は、都が、 <u>応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市が、そのリストから業者を指定する。</u> また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。																						
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。																						
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から 3か月 （国の災害対策本部が設置された災害においては 6ヶ月 ）以内に完了する。																						
経費	1世帯当たりの限度額は、国の定める基準による。																						
	2 市営住宅の応急修理 市	2 市営住宅の応急修理 市																					
	住宅課、建築指導課、建築営繕課は 応急危険度判定後 、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。	住宅課、建築指導課、建築営繕課は、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。																					
風-195	第2節 応急仮設住宅の供給	第2節 応急仮設住宅の供給																					
	復旧対策	復旧対策																					
	1 応急仮設住宅の供給 市、都	1 応急仮設住宅の供給 市、都																					
	市に災害救助法が適用された場合、住宅を失い自己の資力では住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。	市に災害救助法が適用された場合、住宅を失い自己の資力では住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。																					
		<u>都の提供要請等により、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び市営住宅等の公的住宅の活用を行い、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。</u>																					
	(1) 建設型応急住宅【危機管理課、都（都市整備局）】	(1) 建設型応急住宅【危機管理課、都（都市整備局）】																					
	イ 建設地	イ 建設地																					
	(ア) 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険が	(ア) 都は市から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たって																					

Page	旧文書	新文書	備考
	ないよう配慮する。	は、二次災害の危険がないよう配慮する。	
	ウ 構造及び規模等	ウ 構造及び規模等	
	(イ) 必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。	(イ) 必要に応じ、 <u>バリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u>	
		<u>(オ) 国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集会室や談話室等の設置について検討する。</u>	
風-196	(2) 公的住宅の活用による一時提供型住宅【住宅課、都（都市整備局）】	(2) 公的住宅の活用による一時提供型住宅【住宅課、都（都市整備局）】	
	都は都営住宅等の空き 家 を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き 家 の提供を求め、被災者に供給する。	都は都営住宅等の空き 住戸 を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き 住戸 の提供を求め、被災者に供給する。	
		(3) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅【住宅課、都（都市整備局）】	
		<u>都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。</u>	
	(3) 入居資格【都（都市整備局）】	(4) 入居資格【都（都市整備局）】	
	ウ 自らの資力では住家を確保できない者	ウ 自らの資力では住家を確保できない者	
	使用申込みは1世帯1箇所限りとする。	<u>なお、</u> 使用申込みは1世帯1箇所限りとする。	
	(4) 入居者の募集・選定【住宅課、都（都市整備局）】	(5) 入居者の募集・選定【住宅課、都（都市整備局）】	
	ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てる とともに 入居者の募集及び選定を 依頼する 。	ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てる。 <u>住宅の割り当てを受けた市は、市内被災者に対し入居者の募集及び選定を行う。</u>	
	ウ 住宅の割り当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。	ウ <u>入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき、当該応急仮設住宅等が存する市区町村が入居者の選定を行う。</u>	
	エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。	エ <u>応急仮設住宅等の管理・運営にあたり、市区町村が適宜入居者に対して防火安全対策について指導する。</u>	
	(5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間【住宅課、都（都市整備局）】	(6) 応急仮設住宅の管理及び入居期間【住宅課、都（都市整備局）】	
	ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。	ア 応急仮設住宅 等 の管理は原則として、供給主体が行う。	
	イ 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。	イ 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。	
	ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。	ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、 <u>2年以内</u> であらかじめ 都 知事が定める。	
風-197	第3節 被災者の生活再建対策	第3節 被災者の生活再建対策	
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>	

Page	旧文書	新文書	備考																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 (市災害対策本部)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○義援金の募集・受入れ・配分</td> <td>○罹災証明の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○中小企業への融資の広報</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○義援金の募集・受入れ・配分</td> <td>○中小企業への融資 ○農林漁業関係者への融資</td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市 (市災害対策本部)				○義援金の募集・受入れ・配分	○罹災証明の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○中小企業への融資の広報	都				○義援金の募集・受入れ・配分	○中小企業への融資 ○農林漁業関係者への融資	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 (市災害対策本部)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○義援金の募集・受入れ・配分</td> <td>○罹災証明書の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○中小企業への融資の広報</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○義援金の募集・受入れ・配分</td> <td>○中小企業への融資 ○農林漁業関係者への融資</td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市 (市災害対策本部)				○義援金の募集・受入れ・配分	○罹災証明書の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○中小企業への融資の広報	都				○義援金の募集・受入れ・配分	○中小企業への融資 ○農林漁業関係者への融資	
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																		
市 (市災害対策本部)				○義援金の募集・受入れ・配分	○罹災証明の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○中小企業への融資の広報																																		
都				○義援金の募集・受入れ・配分	○中小企業への融資 ○農林漁業関係者への融資																																		
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																		
市 (市災害対策本部)				○義援金の募集・受入れ・配分	○罹災証明書の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○中小企業への融資の広報																																		
都				○義援金の募集・受入れ・配分	○中小企業への融資 ○農林漁業関係者への融資																																		
風-198	応急対策	応急対策																																					
	1 罹災証明の発行準備	市、消防署	1 罹災証明書の交付準備	市、消防署																																			
	救出支援班は、住家被害認定調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。		救出支援班は、住家被害認定調査の結果に基づき、速やかに罹災証明書の交付手続を実施する。																																				
	罹災証明書の発行に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。		罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。																																				
	被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。		被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。																																				
	<p>① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。</p> <p>② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、発行場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と発行日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、発行日程等について被災者に広報する。</p> <p>③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。</p> <p>④ 罹災証明書発行時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。</p> <p>⑤ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、消防署と連携を図る。</p>		<p>① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。</p> <p>② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。</p> <p>③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。</p> <p>④ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。</p> <p>⑤ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、消防署と連携を図る。</p>																																				

Page	旧文書	新文書	備考
風-199	<p>市</p> <p>罹災証明書の発行手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災家屋等の現地調査の調査態勢の準備、現地情報の収集 被害状況調査を実施（火災による被害状況調査は、消防署と調整し実施） 消防署と発行窓口の開設時期・場所及び必要な人員等について連携、調整し、罹災証明書の発行手続の窓口を開設 要員の確保 <p>被災状況の報告</p> <p>要員の確保 東京消防庁との連携</p> <p>都</p> <p>市民</p> <p>罹災証明書の申請手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書、印鑑、身分証明書等必要な資料の準備 被災住宅の写真撮影（全景、表札等が見えるよう） <p>罹災証明書の発行窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口開設の市民への広報等 窓口受付時間内の要員確保 <p>【罹災証明の発行手続】</p> <p>現地被災家屋調査 ↓ 罹災証明申請書提出 ↓ 証明書発行</p> <p>罹災証明申請 ↓ 判定に不服の場合 第2次調査の実施 ↓ 証明書発行</p>	<p>市</p> <p>罹災証明書の交付手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災家屋等の現地調査の調査態勢の準備、現地情報の収集 被害状況調査を実施（火災による被害状況調査は、消防署と調整し実施） 消防署と交付窓口の開設時期・場所及び必要な人員等について連携、調整し、罹災証明書の交付手続の窓口を開設 要員の確保 <p>被災状況の報告</p> <p>要員の確保 東京消防庁との連携</p> <p>都</p> <p>市民</p> <p>罹災証明書の申請手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書、印鑑、身分証明書等必要な資料の準備 被災住宅の写真撮影（全景、表札等が見えるよう） <p>罹災証明書の交付窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口開設の市民への広報等 窓口受付時間内の要員確保 <p>【罹災証明書の交付手続】</p> <p>現地被災家屋調査 ↓ 罹災証明申請書提出 ↓ 証明書交付</p> <p>マイナポータルや窓口において罹災証明申請 ↓ 判定に不服の場合 第2次調査の実施 ↓ 証明書交付</p>	
風-200	復旧対策	復旧対策	
	<p>1 被災者の生活相談等の支援</p> <p>市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部</p>	<p>1 被災者の生活相談等の支援</p> <p>市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部</p>	
	<p>災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置をとる。支援状況等は被災者台帳に記録する。</p>	<p>災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、<u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施や被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備などの積極的な措置をとる</u>。支援状況等は被災者台帳に記録する。</p>	
風-203	<p>(6) 罹災証明書の発行【市民課、市民税課、資産税課】</p> <p>市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期に罹災証明の発行体制を確立し、速やかに罹災証明書を発行する。罹災証明書発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。</p>	<p>(6) 罹災証明書の交付【市民課、市民税課、資産税課】</p> <p>市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期に体制を確立し、速やかに罹災証明書を交付する。罹災証明書交付時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。</p>	
	<p>① 罹災証明書発行窓口の開設場所は、被災状況に応じて特設会場を設置する。なお、市民の利便性を考慮し、窓口は複数設ける。</p>	<p>① 罹災証明書交付窓口の開設場所は、被災状況に応じて特設会場を設置する。なお、市民の利便性を考慮し、窓口は複数設ける。</p>	

Page	旧文書	新文書	備考				
	<p>② 窓口の開設期間については、災害規模等を勘案し、罹災証明書が遅滞なく発行ができるよう設定する。</p> <p>③ 窓口人員は、市民課、市民税課及び資産税課を中心として他課の応援を得ながら配置する。</p> <p>また、他自治体からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。</p>	<p>② 窓口の開設期間については、災害規模等を勘案し、罹災証明書が遅滞なく発行ができるよう設定する。</p> <p>③ 窓口人員は、市民課、市民税課及び資産税課を中心として他課の応援を得ながら配置する。</p> <p>また、他自治体からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。</p>					
風-205	<table border="1"> <tr> <td>6 住宅支援</td> <td>市、都、関係機関</td> </tr> </table>	6 住宅支援	市、都、関係機関	<table border="1"> <tr> <td>6 住宅支援</td> <td>市、都、関係機関</td> </tr> </table>	6 住宅支援	市、都、関係機関	
6 住宅支援	市、都、関係機関						
6 住宅支援	市、都、関係機関						
	(1) 住宅に関する支援制度【地域共生課、子育て支援課、住宅課、都、関係機関】	(1) 住宅に関する支援制度【地域共生課、子育て支援課、住宅課、都、関係機関】					
	市は、以下の支援制度の広報を行う。	市は、以下の支援制度の広報を行う。					
	ア 登記事項証明書等の交付手数料免除（法務局）						
	イ 災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）						
	ウ 生活福祉資金制度による貸付（市）	ア 生活福祉資金制度による貸付（市）					
	エ 母子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（市福祉事務所）	イ 母子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（市福祉事務所）					
	オ 公営住宅への入居（市・都）	ウ 公営住宅への入居（市・都）					
	カ 特定優良賃貸住宅等への入居（市・都）	エ 特定優良賃貸住宅等への入居（市・都）					
		オ 登記事項証明書等の交付手数料免除（法務局）					
		カ 災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）					
	キ 災害復興宅地融資（独立行政法人住宅金融支援機構）	キ 災害復興宅地融資（独立行政法人住宅金融支援機構）					
	ク 宅地防災工事資金融資（独立行政法人住宅金融支援機構）	ク 宅地防災工事資金融資（独立行政法人住宅金融支援機構）					
	(2) 民間賃貸住宅の情報提供【住宅課】	(2) 民間賃貸住宅の情報提供【住宅課】					
	住宅課は、不動産関係団体と協力して民間賃貸住宅の空き家情報を収集し、市民への情報提供に努める。	住宅課は、不動産関係団体と協力して民間賃貸住宅の空き住戸情報を収集し、市民への情報提供に努める。					
風-206	第4節 ボランティアとの連携	第4節 ボランティアとの連携					
風-207	応急対策	応急対策					
	<table border="1"> <tr> <td>1 ボランティアセンターとの連携</td> <td>市、都</td> </tr> </table>	1 ボランティアセンターとの連携	市、都	<table border="1"> <tr> <td>1 ボランティアセンターとの連携</td> <td>市、都</td> </tr> </table>	1 ボランティアセンターとの連携	市、都	
1 ボランティアセンターとの連携	市、都						
1 ボランティアセンターとの連携	市、都						

Page	旧文書	新文書	備考
風-208	<p>この図は、旧文書の「東京都災害ボランティアセンター」の組織と連携体制を示しています。国・地方公共団体は東京都災害ボランティアセンターと東京都（災害対策本部）とを結ぶ役割を果たしています。センターは、東京ボランティア市民活動センター・市民活動団体等によって運営され、東京ボランティア市民活動センター・東京都生活文化局で設置されています。センターは、現地の被害（支援）状況の把握と情報提供及び支援を行い、一般ボランティア・市民活動団体等に支援を行います。また、市民活動団体等や区市町村災害ボランティアセンター（社会福祉協議会等が運営）を通じて、避難所及び在宅の避難者等に支援を行います。センターはまた、情報発信を行い、区市町村（災害対策本部）と連携しています。</p>	<p>この図は、新文書の「東京都災害ボランティアセンター」の組織と連携体制を示しています。国・地方公共団体は東京都災害ボランティアセンターと東京都（災害対策本部）とを結ぶ役割を果たしています。センターは、東京ボランティア市民活動センター・市民活動団体等によって運営され、東京ボランティア市民活動センター・東京都生活文化スポーツ局で設置されています。センターは、現地の被害（支援）状況の把握と情報提供及び支援を行い、一般ボランティア・市民活動団体等に支援を行います。また、市民活動団体等や区市町村災害ボランティアセンター（社会福祉協議会等が運営）を通じて、避難所及び在宅の避難者等に支援を行います。センターはまた、情報発信を行い、区市町村（災害対策本部）と連携しています。</p>	
風-209	<p>第5節 義援金の取扱い</p>	<p>第5節 義援金の取扱い</p>	
	<p>応急対策</p>	<p>応急対策</p>	
	<p>1 義援金の受入れ・管理 市、都、日赤東京都支部</p>	<p>1 義援金の受入れ・管理 市、都、日赤東京都支部</p>	
	<p>風水害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。</p>	<p>風水害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。</p>	
	<p>(1) 受入窓口の決定【調整班、ボランティア班、都（総務局、福祉保健局）、日赤東京都支部】</p>	<p>(1) 受入窓口の決定【調整班、ボランティア班、都（総務局、保健医療局）、日赤東京都支部】</p>	
	<p>復旧対策</p>	<p>復旧対策</p>	
	<p>1 義援金の取扱い 市、都、日赤東京都支部</p>	<p>1 義援金の取扱い 市、都、日赤東京都支部</p>	
	<p>(1) 東京都義援金配分委員会の設置【地域共生課、生活福祉課、都（総務局、福祉保健局）、日赤東京都支部】</p>	<p>(1) 東京都義援金配分委員会の設置【地域共生課、生活福祉課、都（総務局、保健医療局）、日赤東京都支部】</p>	
風-210	<p>(5) 義援金の配分【都（総務局、福祉保健局）】</p>	<p>(5) 義援金の配分【都（総務局、保健医療局）】</p>	

Page	旧文書	新文書	備考																
	(6) 義援金の広報【都（総務局、 福祉保健局 ）】	(6) 義援金の広報【都（総務局、 保健医療局 ）】																	
風-211	第6節 教育・保育の安全対策	第6節 教育・保育の安全対策																	
風-212	応急対策	応急対策																	
風-213	2 応急教育の実施 市、都教育委員会、学校長	2 応急教育の実施 市、都教育委員会、学校長																	
	(1) 応急教育の実施【学校連絡調整班、都教育委員会、学校長】	(1) 応急教育の実施【学校連絡調整班、都教育委員会、学校長】																	
	ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、学校連絡調整班に連絡する。	ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、学校連絡調整班に連絡する。																	
	イ 学校連絡調整班は、被災学校ごとに担当職員、 指導主事 を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。	イ 学校連絡調整班は、被災学校ごとに担当職員 及び 指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。																	
風-216	第12章 災害救助法の適用	第12章 災害救助法の適用																	
	第1節 災害救助法の適用	第1節 災害救助法の適用																	
	応急対策	応急対策																	
	1 災害救助法の適用 本部長（市長）、市	1 災害救助法の適用 本部長（市長）、市																	
	(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】	(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】																	
風-217	イ 把握する内容 各部・班は、緊急対応が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。	イ 把握する内容 各部・班は、緊急対応が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害種別</th> <th>把握する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td> <td>1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>1 全壊・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害種別	把握する内容	人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況	住家被害	1 全壊・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害種別</th> <th>把握する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td> <td>1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・一部損壊の状況</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害種別	把握する内容	人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況	住家被害	全壊・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・半壊・一部損壊の状況	(略)	(略)	
被害種別	把握する内容																		
人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況																		
住家被害	1 全壊・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定																		
(略)	(略)																		
被害種別	把握する内容																		
人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況																		
住家被害	全壊・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・半壊・一部損壊の状況																		
(略)	(略)																		
風-218	(2) 被害状況の報告【危機管理班】	(2) 被害状況の報告【危機管理班】																	
	ア 被害状況等報告	ア 被害状況等報告																	
	災害の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、危機管理班は、都に対し中間報告及び決定報告を行う。	災害の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、危機管理班は、都に対し中間報告及び決定報告を行う。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況等</th> <th>報告内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	状況等	報告内容	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況等</th> <th>報告内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	状況等	報告内容	(略)	(略)									
状況等	報告内容																		
(略)	(略)																		
状況等	報告内容																		
(略)	(略)																		

Page	旧文書	新文書	備考
	報告の方法 都災害情報システム(D I S) 、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	報告の方法 D I S、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	
風-219	(3) 災害救助法の適用手続き【本部長（市長）、危機管理班】	(3) 災害救助法の適用手続き【本部長（市長）、危機管理班】	
	ア 災害救助法の適用基準	ア 災害救助法の適用基準	
	市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。	市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。	
	(ア) 滅失世帯（住家滅失世帯）数が100世帯以上のとき。	(ア) 滅失世帯（住家滅失世帯）数が100世帯以上のとき。	
	(イ) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が50世帯以上に達したとき。	(イ) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が50世帯以上に達したとき。	
	(ウ) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	(ウ) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
		<u>※滅失世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流失等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。</u>	
	(エ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	(エ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	
		<u>①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u>	
		<u>②被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</u>	
		<u>(オ) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合。</u>	
	※被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流失等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。		
風-220	ウ 救助の種類	ウ 救助の種類	
	(コ) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの	(コ) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの	
	※災害救助法による救助の内容等は、資料編を参照		
	第2節 救助実施体制の整備		
	1 救助実施体制の整備	市	
	救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。		

Page	旧文書	新文書	備考		
	<p>そのため、危機管理班は、救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、組織の整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 302 798 344">2 被害状況調査体制の整備</td> <td data-bbox="804 302 1356 344">本部長（市長）、市</td> </tr> </table>	2 被害状況調査体制の整備	本部長（市長）、市		
2 被害状況調査体制の整備	本部長（市長）、市				
	<p>危機管理班は、救助法を適用するに当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。</p>				